【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長　殿
【提出日】	2022年8月2日提出
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　小松　幹太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇　保宏 連絡場所　東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）	0120-106212（営業日の9:00～17:00）
ホームページ	https://www.daiwa-am.co.jp/

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7)【申込期間】

2022年8月3日から2023年2月2日まで(継続申込期間)

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8)【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

(9)【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10)【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社　証券保管振替機構

(12)【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、値動きの異なる７つの資産クラスに分散投資を行なうとともに、Dガード戦略により基準価額の下落を抑制し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国　内	株　式
追加型投信	海　外	債　券
	内　外	不動産投信
		その他資産（　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式				
一般	年1回	グローバル（含む日本）		
大型株				
中小型株	年2回	日本		
債券				
一般	年4回	北米	ファミリーファンド	あり（部分ヘッジ）
公債				
社債		欧州		
その他債券	年6回（隔月）	アジア		
クレジット属性（　）				
不動産投信		オセアニア		
その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型））	年12回（毎月）	中南米		
		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
資産複合（　）	日々	中近東（中東）		
資産配分固定型	その他（　）	エマージング		
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	ＭＭＦ（マネー・マネージメント・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＭＦ
	ＭＲＦ（マネー・リザーブ・ファンド）	「ＭＭＦ等の運営に関する規則」に定めるＭＲＦ
	ＥＴＦ	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合　資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	ＴＯＰＩＸ	目論見書等において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレスhttp://www.toushin.or.jp/）をご参照下さい。

＜信託金の限度額＞

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。

・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

1 値動きの異なる7つの資産クラスに分散投資を行ないます。

●次の資産クラスに投資します。

※各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

超長期国債とは

◆一般に、償還までの期間が10年を超える国債をさします。

◆償還までの期間が短い国債と比較して、金利が変動したときの価格変動が大きくなります。

ハイイールド債券とは

◆格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債のことです。

◆一般に、投資適格債券（BBB格相当以上の債券をいいます。）と比較して信用度が低い反面、利回りが高いという特徴があります。

商品（コモディティ）とは

◆身近にあるさまざまな製品の原材料になるもので、主要な品目としては、原油や天然ガスなどの「エネルギー」、金・銀や銅・アルミニウムなどの「金属」、そして小麦・トウモロコシや生牛・豚赤身肉などの「農畜産物」などがあり、商品先物取引を通じて投資するのが一般的な投資方法です。

●分散投資を行なうにあたっては、各資産クラスから受ける基準価額への影響が均等になることを目標に各資産クラスへの配分を決定します。

資産配分のイメージ

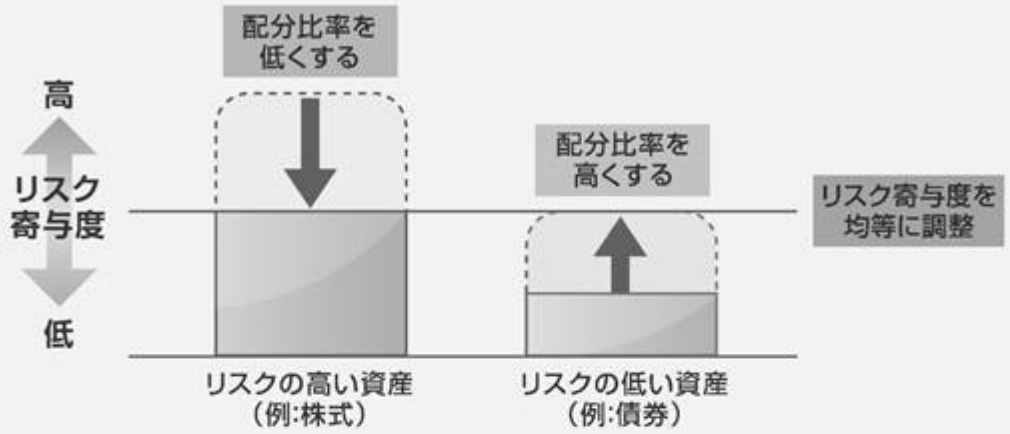

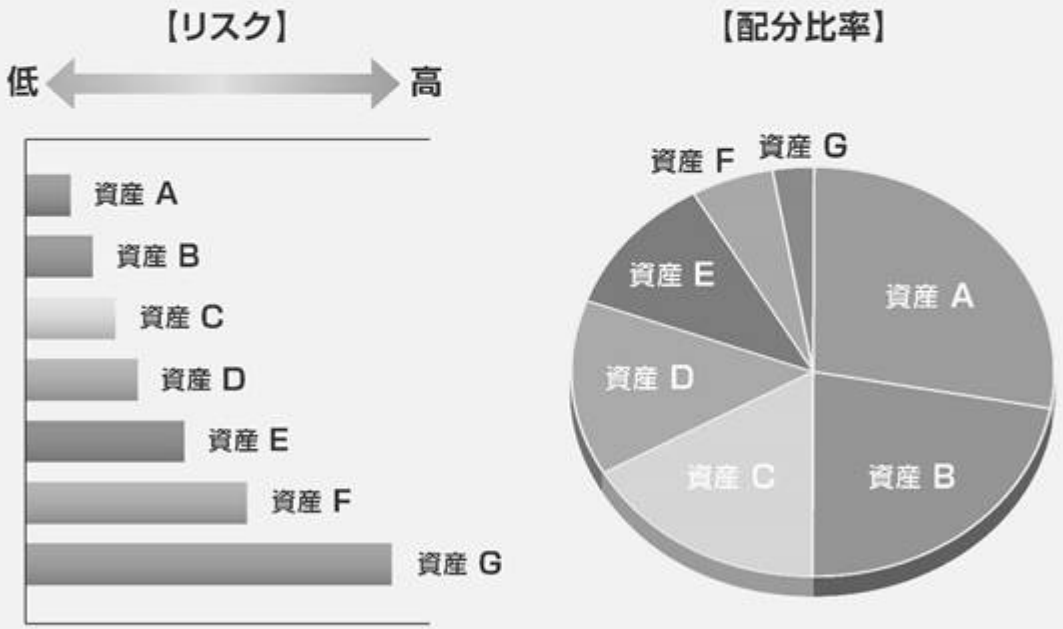

※リスクの低い資産クラスの配分比率を高くする一方、リスクの高い資産クラスの配分比率を低くすることにより、各資産クラスがポートフォリオ全体の投資成果に与える影響度（リスク寄与度）が概ね均等となるように配分比率を調整します。この比率は、定期的に見直します。
これを、一般に「リスク・パリティ戦略」とよびます。

◎上図は当ファンドの資産配分について分かりやすく説明するためのイメージであり、各資産クラスのリスク寄与度の大きさ等を正確に表すものではありません。
また、実際に上記配分比率での運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

2 ファンドの基準価額下落を抑制することを目的とした Dガード戦略を用います。

●大和アセットマネジメントが定めた率を上回る基準価額の下落が生じた場合には、各資産クラスの配分比率合計を引き下げ、基準価額のさらなる下落を抑制することを目標とします。

●Dガード戦略によって資産クラスを組み入れなかった部分については、わが国の短期金融商品等による安定運用を行ないます。

Dガード戦略のイメージ

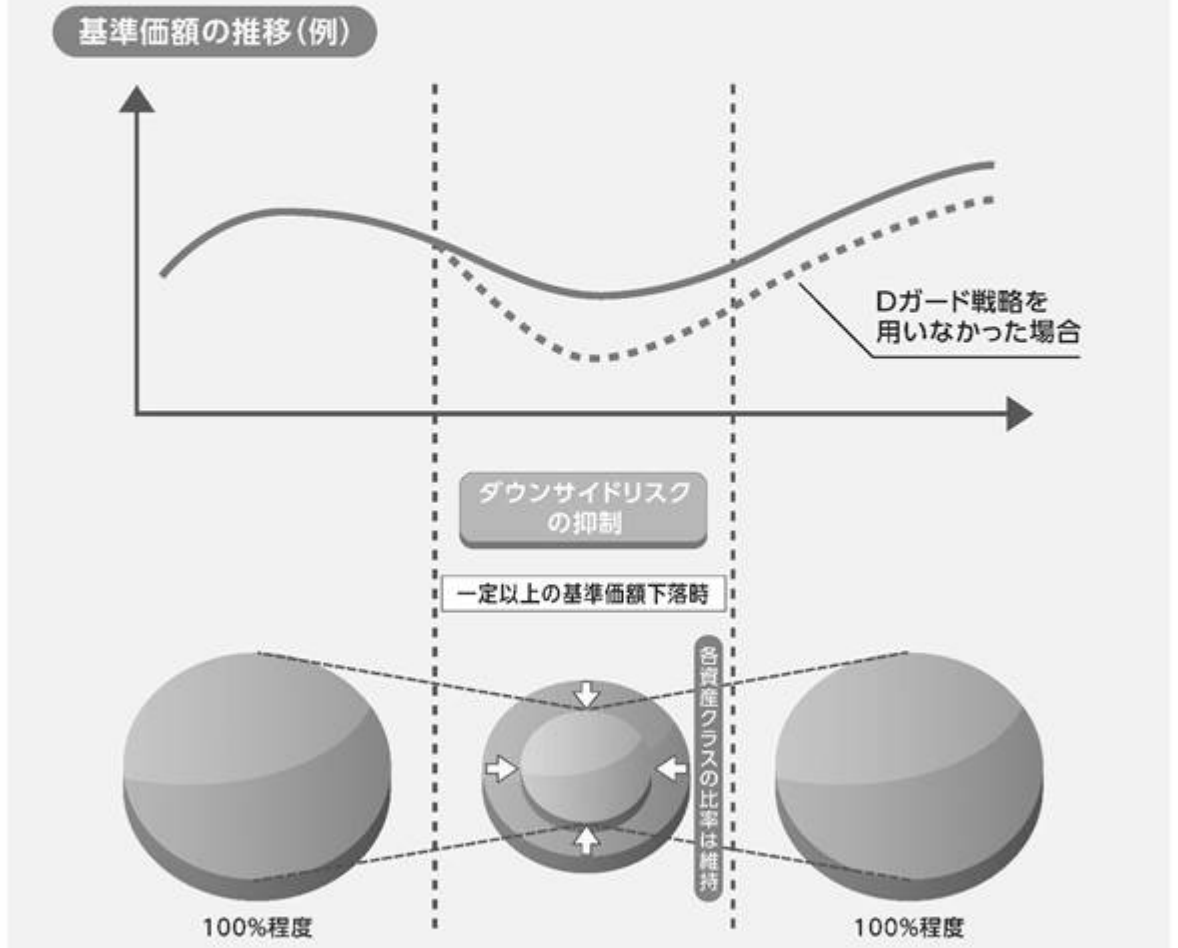

※Dガード戦略とは、各資産クラスの配分比率合計を引き下げ、下落リスクを抑制することを目的とするものです。
当戦略は、特定期間における基準値からの下落度合いに応じて配分比率の合計を引き下げます。
その後、基準価額が上昇するなどで下落度合いが改善した場合、配分比率合計を高位に引き上げます。
「Dガード戦略」の「D」とは、「Downside risk」の「D」をさします。

◎上図は当ファンドの戦略について分かりやすく説明するためのイメージです。
当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資産をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。

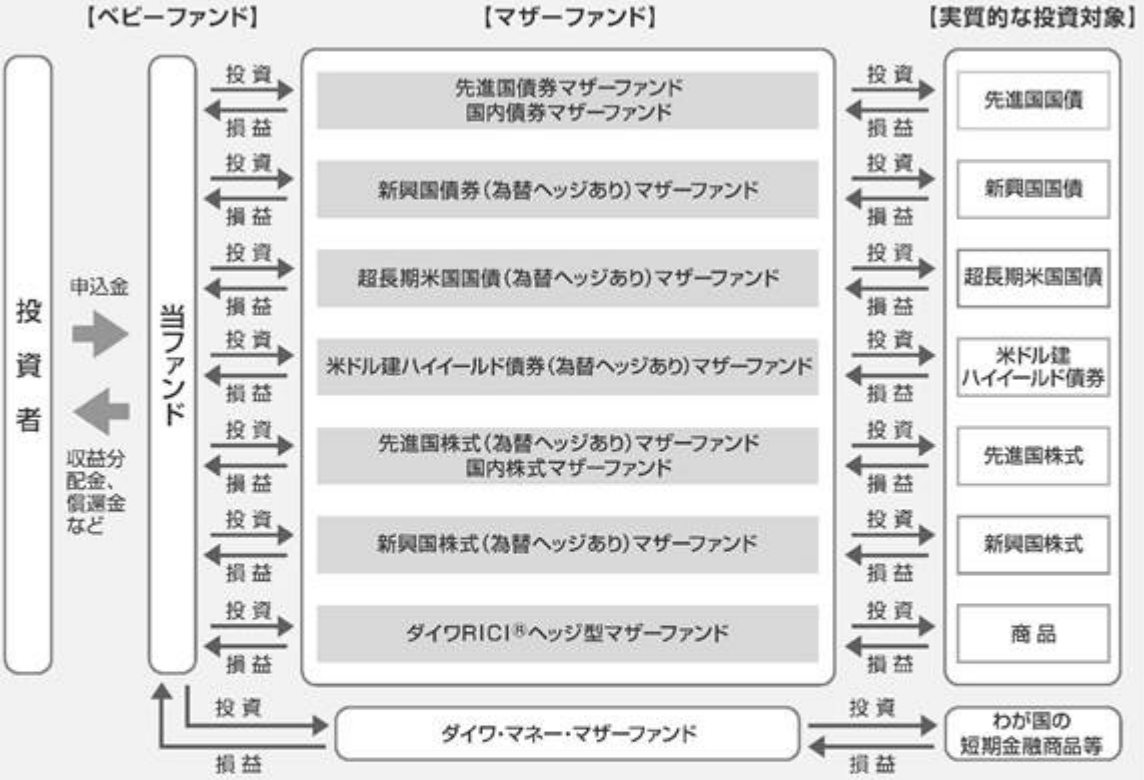

※マザーファンドについて、くわしくは、「マザーファンドの概要」をご参照下さい。

マザーファンドにおいて、株価指数先物取引または債券先物取引を利用することがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3 当ファンドは、確定拠出年金制度を利用する場合、またはこれに類する前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により購入の申込みを行なう場合に限り購入できます。

4 毎年5月8日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

〈分配方針〉
①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限
- ●株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- ●外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(2)【ファンドの沿革】

2015年3月26日　　信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者

収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）

お取扱窓口	販売会社	受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務　など

↑↓※1　　収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）

委託会社	大和アセットマネジメント株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）(※2)の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成　など

↓運用指図　↑↓※2　　損益↑↓信託金（※3）

受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行	信託契約(※2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算　など

損益↑↓投資

投資対象	内外の株式、株価指数先物取引、債券、 商品先物取引およびＥＴＦ　など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。）

(注)収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

＜委託会社の概況（2022年5月末日現在）＞

・資本金の額　151億7,427万2,500円

・沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日　「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日　「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日　「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
2020年 4月 1日　大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名　称	住　所	所有株式数	比率
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①　主要投資対象

次の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. 先進国債券マザーファンドの受益証券
2. 国内債券マザーファンドの受益証券
3. 新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
4. 超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
5. 米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
6. 先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
7. 国内株式マザーファンドの受益証券
8. 新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
9. ダイワＲＩＣＩⓇヘッジ型マザーファンドの受益証券
10. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券

②　投資態度

イ．主として、マザーファンドの受益証券を通じて、次の資産クラスに投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

1. 先進国国債（含む日本）
2. 新興国国債
3. 超長期米国国債
4. 米ドル建ハイイールド債券
5. 先進国株式（含む日本）
6. 新興国株式
7. 商品

ロ．上記イ．の各資産クラスへの配分は、各資産クラスから受ける基準価額への影響が均等になることを目標に決定します（リスク・パリティ戦略）。また、委託会社が定めた率を上回る基準価額の下落が生じた場合に、各資産クラスの配分合計を引き下げ、基準価額のさらなる下落を抑制することを目標とします（Dガード戦略）。

ハ．各資産クラスの為替ヘッジについては、マザーファンドにおいて次の方針に基づきます。

1．上記イ．1．の資産クラスについては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

2．上記イ．2．から7．までの資産クラスの外貨建資産については、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2)【投資対象】

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(5)⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1．から10．までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、ならびに次の11．から31.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．先進国債券マザーファンドの受益証券
2．国内債券マザーファンドの受益証券
3．新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
4．超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
5．米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
6．先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
7．国内株式マザーファンドの受益証券
8．新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンドの受益証券
9．ダイワＲＩＣＩⓇヘッジ型マザーファンドの受益証券
10．ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券
11．株券または新株引受権証書
12．国債証券
13．地方債証券

14. 特別の法律により法人の発行する債券
15. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
16. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
17. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
18. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
19. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
20. コマーシャル・ペーパー
21. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
22. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前11. から前21. までの証券または証書の性質を有するもの
23. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
24. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
25. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
26. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
27. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
28. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
29. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
30. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
31. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前29. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前11. の証券または証書ならびに前22. および前27. の証券または証書のうち前11. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前12. から前16. までの証券ならびに前24. の証券のうち投資法人債券ならびに前22. および前27. の証券または証書のうち前12. から前16. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前23. の証券および前24. の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

④　前②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

①　運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。

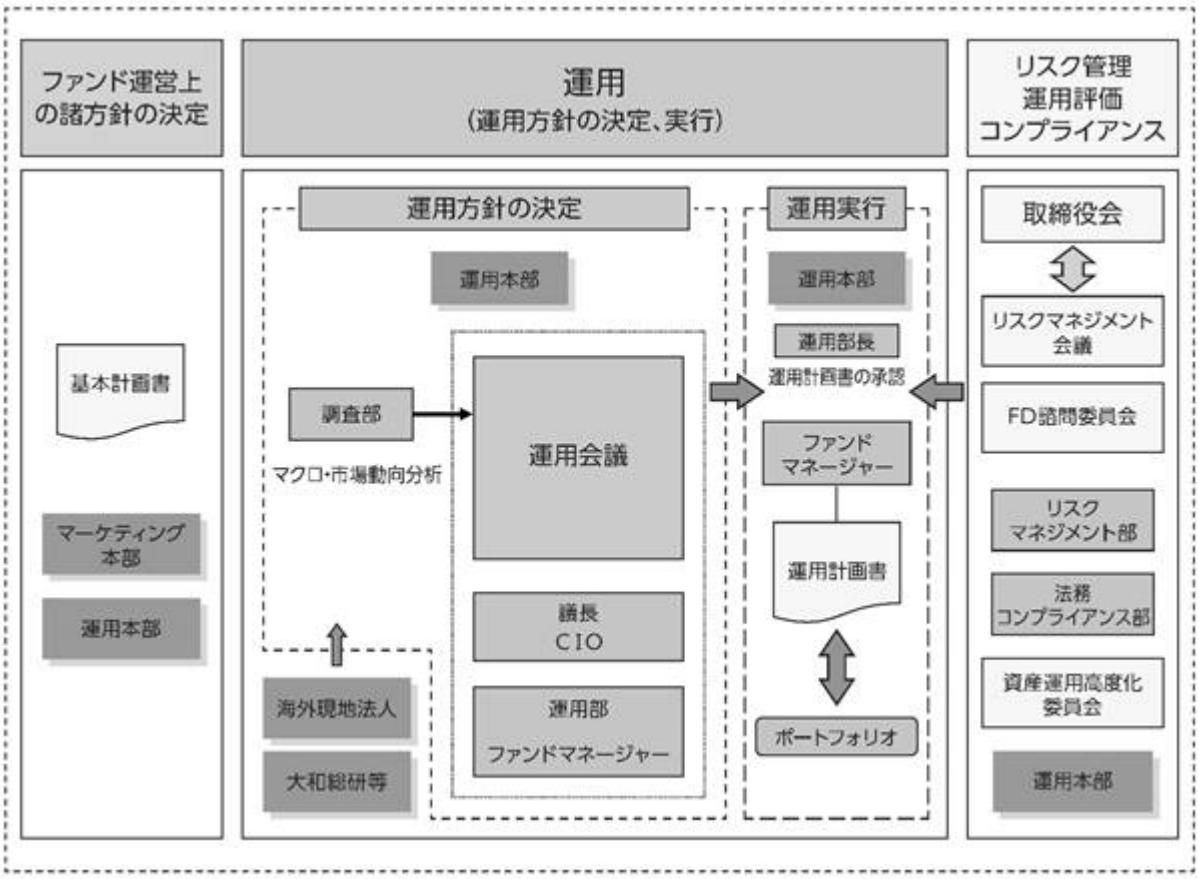

②　運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③　職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（2名）
運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
・基本的な運用方針の決定
・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）
CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）
CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）
ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ．運用チームリーダー
ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ．ファンドマネージャー
ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④　リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会
次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は45～55名程度です。

イ．リスクマネジメント会議
経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ．FD諮問委員会
取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

ハ．資産運用高度化委員会
資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

⑤　受託会社に対する管理体制
受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※　上記の運用体制は2022年5月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎計算期末に、次の方針に基づいて分配します。

①　分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

②　原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

③　留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5)【投資制限】

① マザーファンドの受益証券（信託約款）

マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

② 株式（信託約款）

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

③ 新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資信託証券（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑥ 同一銘柄の新株引受権証券等（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦ 信用取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の1.から6.までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧ 先物取引等（信託約款）

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。
3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑨　スワップ取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩　金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ハ．において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下本ホ．において「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ヘ．前ホ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ト．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

チ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑪　デリバティブ取引等（信託約款）

委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑫　有価証券の貸付け（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

3．投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑬　外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑭　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮　外国為替予約取引（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ．前ロ．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯　信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則と

して、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑰　資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

＜参考＞マザーファンドの概要

1．先進国債券マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

先進国（日本を除きます。以下同じ。）の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、先進国の国家機関が発行する先進国通貨建ての債券に投資し、先進国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、先進国の債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14．外国法人が発行する譲渡性預金証書

15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

2．国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

国内の国債を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、国内の国債に投資し、国内の国債市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④　外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑤　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦　金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

3．新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

新興国の国家機関が発行する債券を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、新興国の国家機関が発行する米ドル建ての債券に投資し、新興国の債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

※　新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。

ロ．運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。米ドル建て以外の債券について為替ヘッジを行なう場合、為替予約取引および直物為替先渡取引等を活用する場合があります。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤、⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14．外国法人が発行する譲渡性預金証書

15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

②　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第

28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価

総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧　直物為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

4．超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

超長期米国国債を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、残存期間が15年以上の超長期米国国債に投資し、超長期米国国債の市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

※　原則として、組入れた債券の残存期間が15年を下回れば売却します。

ロ．運用の効率化を図るため、超長期の債券先物取引を利用することがあります。このため、債券の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑤、⑥および⑦に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

10．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

11．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

12．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

13．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

14．外国法人が発行する譲渡性預金証書

15．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

17．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前15.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前10.の証券のうち投資法人債券ならびに前8.および前13.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑤ 先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなっ

た場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

5．米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

米ドル建ハイイールド債券の指数を対象指数としたＥＴＦ（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。

②　投資態度

イ．主として、米ドル建ハイイールド債券の指数を対象指数としたＥＴＦに投資し、米ドル建てのハイイールド債券市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

②　新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額（組入有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の 1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑧　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

6. 先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ．先進国（日本を除きます。以下同じ。）の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。）

ロ．先進国株式を対象とした株価指数先物取引

ハ．先進国株式の指数を対象指数としたＥＴＦ（上場投資信託証券）

ニ．国内の債券

②　投資態度

イ．主として、先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引、先進国株式の指数を対象指数としたＥＴＦおよび国内の債券に投資し、先進国の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．運用の効率化を図るため、先進国株式を対象とした株価指数先物取引を利用することがあります。このため、先進国株式および先進国株式の指数を対象指数としたＥＴＦの組入総額ならびに先進国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額を合計した額から、先進国株式を対象とした株価指数先物取引の売建玉の時価総額を控除した額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ハ．為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21.外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

7．国内株式マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

次の有価証券および先物取引を主要投資対象とします。

イ．国内の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）

ロ．国内株式を対象とした株価指数先物取引

ハ．国内の債券

②　投資態度

1．主として、国内株式、国内株式を対象とした株価指数先物取引および国内の債券に投資し、国内の株式市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

2．追加設定、解約の申込がある場合には、信託財産の純資産総額に設定予定額を加え解約予定額を控除した額を上限に株価指数先物取引の買建てを行なうことがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

3．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧および⑨に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19.受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前19.の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金
2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3．コール・ローン
4．手形割引市場において売買される手形
5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6．外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

②　新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥　外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑦　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

8．新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

次の先物取引および有価証券を主要投資対象とします。

イ．新興国株式を対象とした株価指数先物取引

ロ．新興国株式の指数を対象指数としたＥＴＦ（上場投資信託証券）

ハ．残存期間の短いわが国の債券

ニ．新興国の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。また、上場予定および店頭登録予定を含みます。）

②　投資態度

イ．主として、残存期間の短いわが国の債券に投資するとともに、新興国株式を対象とした株価指数先物取引および新興国株式の指数を対象指数としたＥＴＦに投資し新興国株式市場全体の中長期的な投資成果をめざして運用を行ないます。

※　新興国株式に投資することがあります。

ロ．新興国株式を対象とした株価指数先物取引の買建玉の時価総額および新興国株式の指数を対象指数としたＥＴＦの時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額の100%±10%となるように調整することを基本とします。

ハ．為替変動リスクを低減するため、外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑦、⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．外国通貨表示の株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14．投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）

17．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18．外国法人が発行する譲渡性預金証書

19．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22．外国の者に対する権利で前21.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券ならびに前14.の証券のうち投資法人債券ならびに前12.および前17.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

②　新株引受権証券等

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③　投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④　同一銘柄の新株引受権証券等

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥　外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

⑦　先物取引等

イ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ．委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑧　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑨　金利先渡取引および為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。以下同じ。）の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑩　直物為替先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、直物為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．直物為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ニ．委託会社は、直物為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

9．ダイワＲＩＣＩⓇヘッジ型マザーファンド

(1) 投資方針

①　主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

イ．ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICIⓇ” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICIⓇ” class A」（以下「“RICIⓇ”ファンド クラスA」といいます。）の投資証券（米ドル建）

ロ．商品の指数を対象指数とした上場投資信託証券（ＥＴＦ）

②　投資態度

イ．主として、“RICI®”ファンド クラスAの投資証券および商品の指数を対象指数としたＥＴＦを通じて、世界の商品市場の中長期的な動きを捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

ロ．当ファンドは“RICI®”ファンド クラスAの投資証券および商品の指数を対象指数としたＥＴＦを投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。通常の状態で、“RICI®”ファンド クラスAの投資証券および商品の指数を対象指数としたＥＴＦへの投資割合を高位に維持することを基本とします。

ハ．為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

①　当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②　委託会社は、信託金を、主として、次の1．に掲げる外国投資証券（以下「組入投資証券」といいます。）、ならびに次の2．から7．までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®” class A」の投資証券（米ドル建）

2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前2.の証券の性質を有するもの

4．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6．外国法人が発行する譲渡性預金証書

7．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前1.、前4.および前5.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(3) 主な投資制限

① 株式への直接投資は、行ないません。

② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

10. ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資方針

① 主要投資対象

本邦通貨表示の公社債を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ．わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。

ロ．邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（A-2格相当）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。

ハ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

② 委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．コマーシャル・ペーパー

8．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの

9．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

10．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

11．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12．外国の者に対する権利で前11.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

③　委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

①　株式

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

②　投資信託証券

投資信託証券への投資は、行ないません。

③　同一銘柄の株式

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④　同一銘柄の転換社債等

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤　外貨建資産

外貨建資産への投資は、行ないません。

⑥　先物取引等

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)③の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。

3．コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑦　スワップ取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなっ

た場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑧　金利先渡取引

イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、ヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額がヘッジ対象金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ．委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

マザーファンドの投資対象ファンドの概要

ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®” class A」の投資証券（米ドル建）

形態／表示通貨	**ケイマン籍の外国証券投資信託／米ドル建**
運用目的	**当ファンドは、投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数®（RICI®）に連動することをめざします。**

投資方針	①運用資産総額の50%以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、ロジャーズ国際コモディティ指数®（RICI®）に連動する投資成果をめざします。 ②米ドル建て短期債券等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期債券等に投資します。短期債券等には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書なども含みますが、これに限定いたしません。 ③商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の合計額が、当ファンドの運用資産総額のおおよそ10%から30%の範囲内（最大でも50%以下）となるように行ないます。 ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記のような運用が行なわれない場合があります。 ⑤当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズのみに取得させることを目的とするものです。
関係法人	運用会社：ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド 管理事務代行会社：ザ･バンク･オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店 資産保管会社：ザ･バンク･オブ・ニューヨーク・メロン
報酬等	純資産総額に下記の率（年率）を乗じた額 運用会社：0.66% 管理事務代行：0.12%（年間下限金額　54,000米ドル） 資産保管会社：0.0125%（年間下限金額　12,000米ドル） 合計：0.7925% その他、外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。
基準価額算出日	シンガポールの銀行の休業日は基準価額を算出しません。
買付・売却の受付停止日	東京証券取引所、ニューヨークの銀行、シンガポールの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日
設定日	2008年6月30日
決算日	毎年3月末日

［注記］

「ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード」「ダイワＲＩＣＩⓇヘッジ型マザーファンド」およびその関連ファンドであるケイマン籍の外国証券投資法人「“RICIⓇ”Commodity Fund Ltd.」（そのサブファンドである「“RICIⓇ”class A」を含みます。）（以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。）はJames Beeland Rogers、Jim RogersⓇまたはBeeland Interests, Inc.（以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。）により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity IndexⓇの決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim RogersⓇ」、「Rogers International Commodity IndexⓇ」、「Rogers International Commodity™」および「RICIⓇ」は、James Beeland Rogers、Jim RogersⓇまたはBeeland Interests, Inc. のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

3【投資リスク】

(1)価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資するとともに先物取引を利用しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発

行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

ハイイールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格債券に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③　商品先物取引による運用に伴うリスク

商品先物の取引価格は、さまざまな要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。

当ファンドでは、投資するファンドを通じて商品先物取引による運用を行ないますので、基準価額は、商品先物ポートフォリオの構成品目の値動きの影響を受けて変動します。

当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。

その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。

・商品先物は、米ドル、カナダ・ドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。
・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。
・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。
・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。
・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

④　有価証券（指数）先物取引の利用に伴うリスク

先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建てている場合は逆の結果となります。）。ファンドで行なっている先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

⑤　外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外貨建資産のうち先進国国債については、為替ヘッジを原則として行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

先進国国債以外の外貨建資産については、為替ヘッジを行ないますが、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

米ドル建てのＥＴＦ・先物を通じて投資する新興国株式については、新興国通貨の米ドルに対する為替変動リスクがあります。

特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

⑥　当ファンドの戦略に関するリスク

当戦略は、各リスク資産から受ける当ファンドの基準価額への影響度や過去一定期間の当ファンドの騰落率に応じて各リスク資産の配分比率を調整することで、安定した収益の獲得や下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。

市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追随できない場合があります。

⑦　その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

② ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※ 流動性リスクに関する事項

- **当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。**

  これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4)リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。

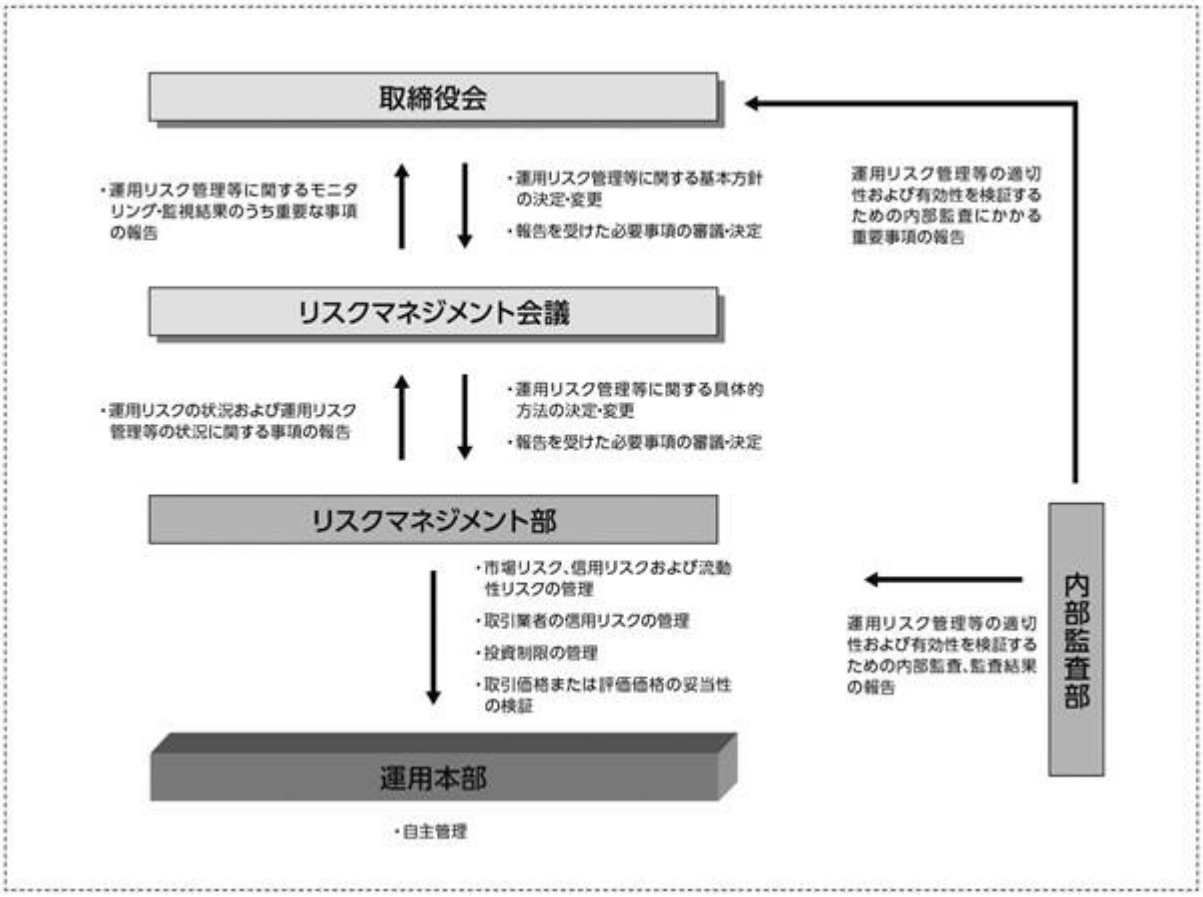

※　流動性リスクに対する管理体制

- **委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。**
- **取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。**

参　考　情　報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

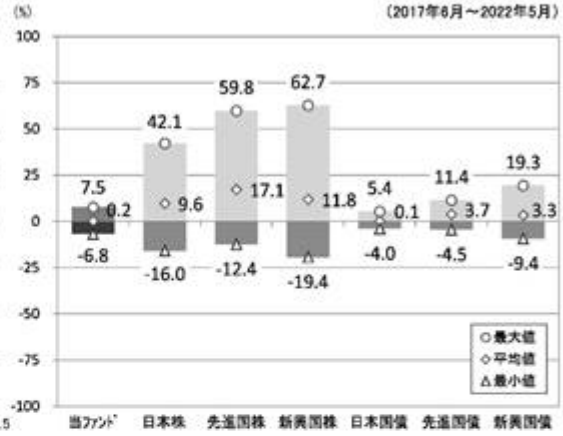

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて
日 本 株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について
●東証株価指数（TOPIX）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html] ●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス― エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

① 換金手数料

ありません。

② 信託財産留保額

ありません。

(3)【信託報酬等】

① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.155%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.52%（税抜）	年率0.50%（税抜）	年率0.03%（税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

⑤ マザーファンドの投資対象ファンドの信託報酬等については、「２　投資方針　＜参　考＞マザーファンドの概要　マザーファンドの投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。なお、当ファンドの信託報酬にマザーファンドの投資対象ファンドの信託報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.255%（税込）程度です。

＊　投資対象とする「ダイワＲＩＣＩⓇヘッジ型マザーファンド」の想定される組入比率に基づき算出した率です。実際の組入れ状況により変動します。

また、「ダイワＲＩＣＩⓇヘッジ型マザーファンド」の投資先ファンドでは、管理事務代行報酬および資産保管会社報酬に下限金額が設定されているため純資産総額によって、実質的な信託報酬率が年率1.255%（税込）程度を上回ることがあります。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資対象とするＥＴＦ（上場投資信託証券）には運用等に係る費用がかかりますが、投資するＥＴＦ（上場投資信託証券）の銘柄や組入比率は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

前払退職金等の積立てを目的とした定時定額購入等により受益権を取得した場合、上記にかかわらず、次の取扱いとなります。

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

＜注1＞個別元本について

① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

＜注2＞収益分配金の課税について

① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2022年5月末日現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		14,429,603	65.18
	内 日本	14,429,603	65.18
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		7,709,349	34.82
純資産総額		22,138,952	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】（2022年5月31日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	ダイワ・マネー・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	7,590,996	1.0165 7,717,005	1.0166 7,717,006	34.86
2	先進国債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,462,910	1.3277 1,942,315	1.3314 1,947,718	8.80
3	超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	1,240,544	1.0963 1,360,009	1.1435 1,418,562	6.41
4	米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	689,488	1.1501 793,026	1.1864 818,008	3.69
5	ダイワRICI®ヘッジ型マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	692,372	0.9489 657,028	0.9764 676,032	3.05
6	新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	638,200	0.8934 570,226	0.9201 587,207	2.65

7	新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	416,712	1.0336 430,718	1.0743 447,673	2.02
8	先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	177,606	2.3523 417,783	2.3981 425,916	1.92
9	国内債券マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	332,959	1.0949 364,567	1.0971 365,289	1.65
10	国内株式マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	12,787	2.0193 25,821	2.0484 26,192	0.12

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	65.18%
合計	65.18%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額（分配落）(円)	純資産総額（分配付）(円)	1口当たりの純資産額(分配落)(円)	1口当たりの純資産額(分配付)(円)
第1計算期間末(2016年5月9日)	12,986,867	12,986,867	0.9420	0.9420
第2計算期間末(2017年5月8日)	18,774,667	18,774,667	0.9341	0.9341

第3計算期間末 (2018年5月8日)	24,841,502	24,841,502	0.9422	0.9422
第4計算期間末 (2019年5月8日)	16,664,113	16,664,113	0.9328	0.9328
第5計算期間末 (2020年5月8日)	17,857,922	17,857,922	0.9232	0.9232
第6計算期間末 (2021年5月10日)	20,471,219	20,471,219	0.9382	0.9382
2021年5月末日	21,362,330	－	0.9393	－
6月末日	21,525,284	－	0.9509	－
7月末日	22,052,847	－	0.9616	－
8月末日	21,952,766	－	0.9635	－
9月末日	21,585,884	－	0.9487	－
10月末日	21,706,864	－	0.9663	－
11月末日	21,674,757	－	0.9553	－
12月末日	21,652,599	－	0.9625	－
2022年1月末日	21,202,145	－	0.9427	－
2月末日	20,774,191	－	0.9279	－
3月末日	20,949,082	－	0.9288	－
4月末日	20,247,308	－	0.9121	－
第7計算期間末 (2022年5月9日)	20,343,360	20,343,360	0.9063	0.9063
5月末日	22,138,952	－	0.9119	－

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△5.8
第2計算期間	△0.8
第3計算期間	0.9

第4計算期間	△1.0
第5計算期間	△1.0
第6計算期間	1.6
第7計算期間	△3.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	4,068,188	282,345
第2計算期間	7,854,426	1,540,161
第3計算期間	12,065,581	5,800,263
第4計算期間	5,254,220	13,755,481
第5計算期間	11,031,408	9,551,428
第6計算期間	11,773,156	9,296,841
第7計算期間	5,481,552	4,856,156

(注)　当初設定数量は10,000,000口です。

（参考）マザーファンド

先進国債券マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		228,778,309	92.49
	内 ユーロ	80,392,994	32.50
	内 中国	2,318,410	0.94
	内 シンガポール	1,332,392	0.54
	内 マレーシア	1,199,316	0.48
	内 イスラエル	898,975	0.36
	内 ノルウェー	183,097	0.07
	内 スウェーデン	583,083	0.24
	内 デンマーク	827,640	0.33
	内 イギリス	12,193,751	4.93
	内 ポーランド	1,052,020	0.43
	内 カナダ	4,926,827	1.99
	内 アメリカ	117,487,357	47.50
	内 メキシコ	2,008,159	0.81
	内 オーストラリア	3,374,288	1.36

コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	18,568,638	7.51
純資産総額	247,346,947	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）		5,786,800	2.34
	内 日本	5,786,800	2.34

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	315,000	110.74 44,724,430	111.64 45,087,097	6.000000 2026/02/15	18.23
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	218,000	99.41 27,785,994	99.57 27,831,831	1.625000 2023/05/31	11.25
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	148,000	95.92 18,201,086	100.34 19,040,164	3.125000 2048/05/15	7.70
4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	93,000	89.04 10,617,426	91.53 10,913,726	1.500000 2030/02/15	4.41
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	61,000	119.00 9,307,311	123.75 9,678,799	4.750000 2041/02/15	3.91
6	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	53,000	108.36 7,911,959	109.35 7,984,095	2.500000 2030/05/25	3.23
7	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	44,000	127.41 7,723,365	128.42 7,784,101	6.000000 2029/01/31	3.15
8	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	49,000	102.79 6,939,179	102.89 6,945,861	1.750000 2024/11/25	2.81
9	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	52,000	94.02 6,735,141	94.89 6,797,464	0.850000 2027/01/15	2.75
10	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	37,000	123.30 6,284,799	122.77 6,258,091	3.250000 2045/05/25	2.53

11	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	35,000	128.31 6,186,594	128.57 6,199,323	6.500000 2027/07/04	2.51
12	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	36,000	104.15 5,165,173	103.85 5,150,741	4.500000 2023/05/01	2.08
13	ITALIAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	41,000	88.39 4,992,691	89.48 5,054,199	1.650000 2032/03/01	2.04
14	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	21,000	150.70 5,119,218	148.42 5,042,039	4.250000 2055/12/07	2.04
15	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	32,000	116.17 4,766,170	120.30 4,935,736	4.500000 2036/02/15	2.00
16	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	23,000	140.78 4,460,839	141.27 4,476,396	4.750000 2034/07/04	1.81
17	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	ユーロ	国債証券	23,000	122.89 3,893,935	123.18 3,903,092	4.750000 2044/09/01	1.58
18	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	20,000	133.66 3,682,738	133.14 3,668,438	4.250000 2041/03/28	1.48
19	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	27,000	121.62 3,320,079	125.01 3,412,479	5.000000 2037/06/01	1.38
20	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	33,000	109.18 3,312,903	111.20 3,374,288	4.500000 2033/04/21	1.36
21	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	17,000	120.35 3,309,693	120.50 3,313,873	4.250000 2032/06/07	1.34
22	Austria Government Bond	ユーロ	国債証券	16,000	132.66 2,924,038	130.96 2,886,744	4.150000 2037/03/15	1.17
23	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	19,000	101.16 2,647,854	99.93 2,615,607	1.250000 2048/08/15	1.06
24	CHINA GOVERNMENT BOND	中国	国債証券	120,000	100.29 2,307,642	100.76 2,318,410	2.890000 2031/11/18	0.94
25	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	16,000	105.23 2,319,635	104.63 2,306,322	2.900000 2046/10/31	0.93
26	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	11,000	97.91 1,742,278	98.25 1,748,327	1.250000 2027/07/22	0.71
27	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	12,000	103.27 1,707,177	103.68 1,714,070	2.150000 2025/10/31	0.69
28	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	15,000	99.60 1,510,494	99.85 1,514,346	2.500000 2024/06/01	0.61
29	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	11,000	98.66 1,495,129	99.15 1,502,570	0.750000 2027/07/15	0.61
30	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	8,000	137.99 1,520,771	136.24 1,501,473	3.750000 2042/01/15	0.61

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	92.49%
合計	92.49%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	オフショア人民元買/円売 2022年6月	買建	94,000	1,819,830	1,801,265	0.73%
		米ドル買/円売 2022年6月	買建	11,000	1,437,243	1,409,925	0.57%
		ユーロ買/円売 2022年6月	買建	14,000	1,927,344	1,928,738	0.78%
		英ポンド買/円売 2022年6月	買建	4,000	643,124	646,872	0.26%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

国内債券マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	6,822,687,840	99.03

	内 日本	6,822,687,840	99.03
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		67,062,708	0.97
純資産総額		6,889,750,548	100.00

（注1） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2） 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	150 5年国債	日本	国債証券	150,000,000	100.00 150,000,000	100.06 150,102,000	0.005000 2026/12/20	2.18
2	340 10年国債	日本	国債証券	147,000,000	101.46 149,155,310	101.47 149,163,840	0.400000 2025/09/20	2.17
3	335 10年国債	日本	国債証券	113,000,000	101.28 114,454,630	101.30 114,472,390	0.500000 2024/09/20	1.66
4	365 10年国債	日本	国債証券	111,000,000	98.63 109,487,140	98.83 109,701,300	0.100000 2031/12/20	1.59
5	350 10年国債	日本	国債証券	108,000,000	100.08 108,093,960	100.28 108,312,120	0.100000 2028/03/20	1.57
6	154 20年国債	日本	国債証券	97,000,000	109.59 106,304,240	109.82 106,533,160	1.200000 2035/09/20	1.55
7	351 10年国債	日本	国債証券	95,000,000	100.08 95,079,750	100.21 95,199,500	0.100000 2028/06/20	1.38
8	136 5年国債	日本	国債証券	93,000,000	100.19 93,180,420	100.19 93,180,420	0.100000 2023/06/20	1.35
9	360 10年国債	日本	国債証券	93,000,000	98.89 91,969,560	99.30 92,352,720	0.100000 2030/09/20	1.34
10	434 2年国債	日本	国債証券	90,000,000	100.11 90,105,300	100.14 90,133,200	0.005000 2024/03/01	1.31
11	362 10年国債	日本	国債証券	90,000,000	98.74 88,867,800	99.09 89,182,800	0.100000 2031/03/20	1.29
12	141 5年国債	日本	国債証券	85,000,000	100.33 85,281,350	100.38 85,323,000	0.100000 2024/09/20	1.24
13	361 10年国債	日本	国債証券	86,000,000	98.81 84,983,480	99.20 85,312,000	0.100000 2030/12/20	1.24

14	137 5年国債	日本	国債証券	85,000,000	100.23 85,197,200	100.24 85,204,850	0.100000 2023/09/20	1.24
15	341 10年国債	日本	国債証券	80,000,000	101.17 80,940,000	101.20 80,967,200	0.300000 2025/12/20	1.18
16	432 2年国債	日本	国債証券	78,000,000	100.11 78,089,700	100.13 78,105,300	0.005000 2024/01/01	1.13
17	353 10年国債	日本	国債証券	76,000,000	99.86 75,896,720	100.03 76,024,320	0.100000 2028/12/20	1.10
18	144 5年国債	日本	国債証券	75,000,000	100.42 75,315,000	100.45 75,343,500	0.100000 2025/06/20	1.09
19	138 5年国債	日本	国債証券	74,000,000	100.26 74,196,840	100.27 74,206,460	0.100000 2023/12/20	1.08
20	145 5年国債	日本	国債証券	72,000,000	100.43 72,314,640	100.47 72,344,880	0.100000 2025/09/20	1.05
21	146 5年国債	日本	国債証券	67,000,000	100.45 67,302,840	100.49 67,333,660	0.100000 2025/12/20	0.98
22	348 10年国債	日本	国債証券	65,000,000	100.24 65,156,000	100.39 65,258,050	0.100000 2027/09/20	0.95
23	139 5年国債	日本	国債証券	64,000,000	100.28 64,184,320	100.31 64,201,600	0.100000 2024/03/20	0.93
24	333 10年国債	日本	国債証券	63,000,000	101.21 63,767,970	101.21 63,766,080	0.600000 2024/03/20	0.93
25	159 20年国債	日本	国債証券	62,000,000	101.34 62,834,530	101.42 62,883,500	0.600000 2036/12/20	0.91
26	344 10年国債	日本	国債証券	62,000,000	100.43 62,270,320	100.51 62,319,920	0.100000 2026/09/20	0.90
27	349 10年国債	日本	国債証券	62,000,000	100.16 62,103,540	100.36 62,223,200	0.100000 2027/12/20	0.90
28	58 30年国債	日本	国債証券	63,000,000	96.58 60,848,550	96.89 61,041,330	0.800000 2048/03/20	0.89
29	343 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	100.45 60,271,200	100.50 60,304,200	0.100000 2026/06/20	0.88
30	342 10年国債	日本	国債証券	60,000,000	100.44 60,266,400	100.49 60,296,400	0.100000 2026/03/20	0.88

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	99.03%
合計	99.03%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		415,267,750	90.44
	内　アメリカ	415,267,750	90.44
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		43,887,403	9.56
純資産総額		459,155,153	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		430,903,875	△93.85
	内　日本	430,903,875	△93.85

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率(%)

1	Turkey Government International Bond	アメリカ	国債証券	300,000	98.54 37,903,363	97.57 37,531,041	7.375000 2025/02/05	8.17
2	Mexico Government International Bond	アメリカ	国債証券	230,000	102.00 30,078,360	105.68 31,163,825	6.050000 2040/01/11	6.79
3	Panama Government International Bond	アメリカ	国債証券	200,000	110.59 28,358,769	113.97 29,225,725	6.700000 2036/01/26	6.37
4	Indonesia Government International Bond	アメリカ	国債証券	200,000	109.19 27,998,499	111.50 28,590,830	5.950000 2046/01/08	6.23
5	OMAN SULTANATE OF (GOVERNMENT)	アメリカ	国債証券	200,000	100.80 25,847,136	103.90 26,643,832	6.250000 2031/01/25	5.80
6	QATAR (STATE OF)	アメリカ	国債証券	200,000	99.72 25,570,202	102.74 26,346,129	3.750000 2030/04/16	5.74
7	FED REPUBLIC OF BRAZIL	アメリカ	国債証券	170,000	115.55 25,185,803	116.97 25,496,173	8.250000 2034/01/20	5.55
8	Philippine Government International Bond	アメリカ	国債証券	200,000	85.03 21,804,674	89.55 22,962,667	3.700000 2042/02/02	5.00
9	ABU DHABI (EMIRATE OF)	アメリカ	国債証券	200,000	85.24 21,857,240	88.53 22,702,657	1.875000 2031/09/15	4.94
10	SAUDI ARABIA (KINGDOM OF)	アメリカ	国債証券	200,000	84.88 21,766,724	87.87 22,533,163	2.250000 2033/02/02	4.91
11	BONOS TESORERIA PESOS	アメリカ	国債証券	200,000	82.23 21,085,416	85.87 22,020,067	2.550000 2033/07/27	4.80
12	South Africa Government International	アメリカ	国債証券	200,000	77.37 19,841,523	82.86 21,249,268	5.650000 2047/09/27	4.63
13	COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	200,000	62.35 15,988,556	67.11 17,208,602	3.875000 2061/02/15	3.75
14	DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	150,000	77.75 14,954,029	78.39 15,076,726	5.300000 2041/01/21	3.28
15	URUGUAY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND	アメリカ	国債証券	100,000	100.64 12,904,208	104.55 13,404,483	4.975000 2055/04/20	2.92
16	Peruvian Government International Bond	アメリカ	国債証券	100,000	94.10 12,064,561	94.42 12,106,357	2.392000 2026/01/23	2.64
17	Peruvian Government International Bond	アメリカ	国債証券	120,000	63.25 9,731,754	69.35 10,670,405	2.780000 2060/12/01	2.32
18	Argentine Republic International Bond	アメリカ	国債証券	200,000	35.99 9,230,863	35.33 9,059,318	2.000000 2038/01/09	1.97
19	Romanian Government International Bond	アメリカ	国債証券	50,000	90.23 5,784,258	91.92 5,892,595	5.125000 2048/06/15	1.28

20	Romanian Government International Bond	アメリカ	国債証券	40,000	102.12 5,237,327	101.09 5,184,299	4.875000 2024/01/22	1.13
21	Ukraine Government International Bond	アメリカ	国債証券	100,000	35.35 4,532,223	39.63 5,081,090	7.750000 2026/09/01	1.11
22	Hungary Government International Bond	アメリカ	国債証券	30,000	124.98 4,807,105	124.26 4,779,489	7.625000 2041/03/29	1.04
23	Argentine Republic International Bond	アメリカ	国債証券	8,805	31.96 360,803	30.02 338,993	1.000000 2029/07/09	0.07

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	90.44%
合計	90.44%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2022年7月	売建	3,366,000	430,194,592	430,903,875	△93.85%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		38,535,156	97.23
	内 アメリカ	38,535,156	97.23
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,096,979	2.77
純資産総額		39,632,135	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）		39,339,501	△99.26
	内 日本	39,339,501	△99.26

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	65,000	95.37 7,948,218	99.57 8,297,815	3.125000 2041/11/15	20.94
2	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	60,000	90.55 6,965,957	94.55 7,273,661	2.875000 2046/11/15	18.35
3	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	50,000	89.28 5,723,871	93.05 5,965,226	2.750000 2042/11/15	15.05
4	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	43,000	92.26 5,086,597	96.21 5,304,086	3.000000 2044/11/15	13.38
5	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	40,000	69.62 3,570,648	73.08 3,748,091	1.625000 2050/11/15	9.46
6	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	33,000	81.49 3,447,869	85.48 3,616,598	2.250000 2052/02/15	9.13
7	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	20,000	111.66 2,863,288	116.15 2,978,472	4.250000 2040/11/15	7.52
8	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	10,000	100.63 1,290,202	105.39 1,351,205	3.375000 2048/11/15	3.41

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	97.23%
合計	97.23%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2022年7月	売建	307,300	39,340,054	39,339,501	△99.26%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	191,229,574	97.80
内　アメリカ	191,229,574	97.80
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,302,734	2.20
純資産総額	195,532,308	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	190,235,925	△97.29
内　日本	190,235,925	△97.29

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ISHARES IBOXX HIGH YLD CORP	アメリカ	投資信託受益証券	18,600	9,897.17 184,089,303	10,281.15 191,229,574	97.80

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	97.80%
合計	97.80%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2022年6月	売建	1,485,000	190,642,871	190,235,925	△97.29%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	147,679,894	100.00
純資産総額	147,679,894	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		147,255,144	99.71
	内 香港	3,427,994	2.32
	内 スウェーデン	2,728,960	1.85
	内 イギリス	12,280,010	8.32
	内 ドイツ	15,869,952	10.75
	内 カナダ	6,386,487	4.32
	内 アメリカ	106,561,741	72.16
為替予約取引（売建）		92,230,919	△62.45
	内 日本	92,230,919	△62.45

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	アメリカ	S&P500 EMINI JUN 22	買建	3	79,224,164	79,921,306	54.12%
		MICRO EMINI S&P 500 JUN 22	買建	10	26,296,063	26,640,435	18.04%
	イギリス	FTSE 100 INDEX JUN 22	買建	1	11,943,550	12,280,010	8.32%
	カナダ	MINI S&P/TSE 60 INDEX JUN 22	買建	1	6,301,563	6,386,487	4.32%
	スウェーデン	OMXS30 INDEX JUN 22	買建	1	2,669,264	2,728,960	1.85%
	ドイツ	EURO STOXX 50 JUN 22	買建	3	14,919,408	15,869,952	10.75%
	香港	HANG SENG MINI INDEX JUN 22	買建	1	3,211,131	3,427,994	2.32%
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買 2022年6月	売建	63,200	8,700,579	8,706,874	△5.90%
		米ドル売/円買 2022年6月	売建	469,700	61,370,250	60,203,797	△40.77%
		スイス・フラン売/円買 2022年6月	売建	39,900	5,271,460	5,325,026	△3.61%
		英ポンド売/円買 2022年6月	売建	36,800	5,916,740	5,951,222	△4.03%
		スウェーデン・クローネ売/円買 2022年6月	売建	81,300	1,064,265	1,066,469	△0.72%
		ノルウェー・クローネ売/円買 2022年6月	売建	20,300	278,122	275,578	△0.19%
		香港ドル売/円買 2022年6月	売建	75,900	1,263,780	1,239,447	△0.84%
		カナダ・ドル売/円買 2022年6月	売建	62,900	6,351,459	6,357,284	△4.30%
		デンマーク・クローネ売/円買 2022年6月	売建	68,200	1,262,341	1,263,064	△0.86%
		シンガポール・ドル売/円買 2022年6月	売建	7,800	733,328	729,705	△0.49%

		豪ドル売/円買 2022年6月	売建	12,100	1,109,229	1,112,453	△0.75%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

国内株式マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	873,225,772	100.00
純資産総額	873,225,772	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		866,686,000	99.25
	内 日本	866,686,000	99.25

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	日本	ＴＯＰＩＸ先物　０４０６月	買建	45	846,675,000	859,050,000	98.38%
		ミニＴＰＸ先物　０４０６月	買建	4	7,493,440	7,636,000	0.87%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券		22,816,603	28.48
	内 香港	22,816,603	28.48
投資証券		9,981,148	12.46
	内 アイルランド	3,448,387	4.30
	内 アメリカ	6,532,761	8.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		47,312,072	59.06
純資産総額		80,109,823	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）		46,266,948	57.75
	内 韓国	9,123,758	11.39
	内 タイ	1,493,700	1.86

	内 シンガポール	23,296,782	29.08
	内 トルコ	229,237	0.29
	内 アメリカ	6,722,691	8.39
	内 南アフリカ	5,400,780	6.74
為替予約取引(売建)		74,685,887	△93.23
	内 日本	74,685,887	△93.23

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ISHARES ASIA TRUST - ISH-HKD	香港	投資信託受益証券	63,800	336.39 21,462,192	357.62 22,816,603	28.48
2	ISHARES MSCI BRAZIL ETF	アメリカ	投資証券	980	4,018.10 3,937,739	4,579.66 4,488,068	5.60
3	ISHARES MSCI SAUDI CAPD USDA	アイルランド	投資証券	3,800	967.47 3,676,640	907.47 3,448,387	4.30
4	ISHARES MSCI MEXICO ETF	アメリカ	投資証券	300	6,209.21 1,862,763	6,815.64 2,044,693	2.55

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	28.48%
投資証券	12.46%
合計	40.94%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
株価指数先物取引	アメリカ	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) JUN 22	買建	1	6,541,274	6,722,691	8.39%
	シンガポール	FTSE TAIWAN JUN 22	買建	2	14,165,923	14,759,535	18.42%
		SGX CNX NIFTY ETS JUN 22	買建	2	8,295,187	8,537,247	10.66%
	タイ	SET50 FUTURES JUN 22	買建	2	1,446,000	1,493,700	1.86%
	トルコ	BIST 30 FUTURES JUN 22	買建	1	222,568	229,237	0.29%
	韓国	KOSPI2 INDEX JUN 22	買建	1	9,003,555	9,123,758	11.39%
	南アフリカ	FTSE/JSE TOP 40 JUN 22	買建	1	5,084,805	5,400,780	6.74%
為替予約取引	日本	ポーランド・ズロチ売/円買 2022年6月	売建	19,500	566,861	585,163	△0.73%
		香港ドル売/円買 2022年6月	売建	1,886,800	31,416,352	30,811,444	△38.46%
		メキシコ・ペソ売/円買 2022年6月	売建	504,200	3,240,947	3,294,745	△4.11%
		トルコ・リラ売/円買 2022年6月	売建	35,700	302,475	276,664	△0.35%
		南アフリカ・ランド売/円買 2022年6月	売建	427,300	3,462,240	3,521,251	△4.40%
		米ドル売/円買 2022年6月	売建	282,400	36,897,932	36,196,620	△45.18%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワＲＩＣＩ®ヘッジ型マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	371,809	1.72
内 アメリカ	371,809	1.72
投資証券	20,396,926	94.55
内 ケイマン諸島	20,396,926	94.55
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	803,523	3.72
純資産総額	21,572,258	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	20,128,828	△93.31
内 日本	20,128,828	△93.31

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資比率 (%)
1	RICI FUND CLASS A	ケイマン諸島	投資証券	2,442.88	6,646.02 16,235,666	8,349.54 20,396,926	94.55
2	INVESCO DB COMMODITY INDEX T	アメリカ	投資信託受益証券	100	2,770.61 277,062	3,718.09 371,809	1.72

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	1.72%
投資証券	94.55%

合計	96.28%

(注)　投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/売建	数量	簿価	時価	投資比率
為替予約取引	日本	米ドル売/円買 2022年8月	売建	157,700	20,049,788	20,128,828	△93.31%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

ダイワ・マネー・マザーファンド

(1) 投資状況（2022年5月31日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	11,768,602,019	100.00
純資産総額	11,768,602,019	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（2022年5月31日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

該当事項はありません。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

該当事項はありません。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

●DCスマート・アロケーション・Dガード

2022年5月31日現在　　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,119円
純資産総額	22百万円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-0.0%
3カ月間	-1.7%
6カ月間	-4.5%
1年間	-2.9%
3年間	-2.4%
5年間	-3.2%
設定来	-8.8%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において運用管理費用（信託報酬）は控除しています。

分配の推移（10,000口当たり、税引前）

直近1年間分配金合計額：　0円　　設定来分配金合計額：　0円

決算期	第1期 16年5月	第2期 17年5月	第3期 18年5月	第4期 19年5月	第5期 20年5月	第6期 21年5月	第7期 22年5月					
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円					

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄（除く債券）	国・地域名	比率
ダイワ・マネー・MF	34.9%	外国債券	75	16.8%	日本円	90.9%	ISHARES IBOXX HIGH YLD CORP	アメリカ	3.6%
先進国債券MF	8.8%	外国投資信託等	7	7.4%	米ドル	4.4%	RICI FUND CLASS A	ケイマン諸島	2.9%
超長期米国国債(為替ヘッジあり)MF	6.4%	外国株式 先物	14	3.1%	ユーロ	3.2%	S&P500 EMINI JUN 22	アメリカ	1.0%
米ドル建HY(為替ヘッジあり)MF	3.7%	国内債券	202	1.6%	英ポンド	0.5%	ISHARES ASIA TRUST - ISH-HKD	香港	0.6%
ダイワRICI®ヘッジ型MF	3.1%	国内株式 先物	2	0.1%	韓国ウォン	0.2%	FTSE TAIWAN JUN 22	シンガポール	0.4%
新興国債券(為替ヘッジあり)MF	2.7%				カナダ・ドル	0.2%	MICRO EMINI S&P 500 JUN 22	アメリカ	0.3%
新興国株式(為替ヘッジあり)MF	2.0%				オフショア人民元	0.2%	KOSPI2 INDEX JUN 22	韓国	0.2%
先進国株式(為替ヘッジあり)MF	1.9%				豪ドル	0.1%	SGX CNX NIFTY ETS JUN 22	インド	0.2%
国内債券MF	1.6%				マレーシア・リンギット	0.1%	EURO STOXX 50 JUN 22	ドイツ	0.2%
国内株式MF	0.1%	コール・ローン、その他		74.2%	その他	0.3%	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) JUN 22	アメリカ	0.2%
合計	65.2%	合計	300	-	合計	100.0%	合計		9.7%

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。
※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。

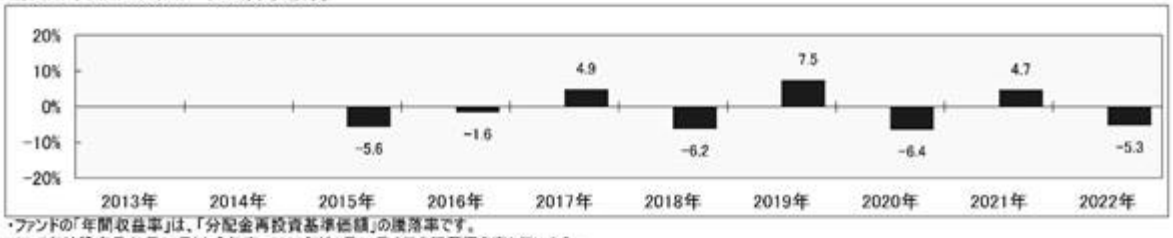

・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2015年は設定日（3月26日）から年末、2022年は5月31日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

当ファンドは、積立投資専用です。販売会社は、別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権の取得申込者に対し、1円以上1円単位をもって受益権の取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消すことができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

２【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

＜一部解約＞

受益者は、自己に帰属する受益権について、1口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受付けを行ないません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　https://www.daiwa-am.co.jp/

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約請求の受付けを中止することができます。一部解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- **わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。**
- **外国の株式：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場または海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。**
- **株価指数先物取引：原則として、取引所が発表する計算日の清算値段または最終相場で評価します。**
- **外国の金融商品取引所上場の投資信託証券：原則として金融商品取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。**
- **「“RICI®” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®” class A」の投資証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。**
- **わが国および外国の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。**
  1. **日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）**
  2. **金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）**
  3. **価格情報会社の提供する価額**

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター）　　0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ　　https://www.daiwa-am.co.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年5月9日から翌年5月8日までとします。ただし、第1計算期間は、2015年3月26日から2016年5月8日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

①　信託の終了

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 前2. から前4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から前4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。

7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同

じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス　https://www.daiwa-am.co.jp/

3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

＜収益分配金にかかる請求権＞

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

＜償還金にかかる請求権＞

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

＜換金請求権＞

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「２　換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第３　【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2021年5月11日から2022年5月9日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2021年5月10日現在	第7期 2022年5月9日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	329,507	7,285,464
親投資信託受益証券	20,294,942	13,179,359
未収入金	1,121,000	－
流動資産合計	21,745,449	20,464,823
資産合計	21,745,449	20,464,823
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,153,966	－
未払受託者報酬	3,367	3,406
未払委託者報酬	116,156	117,337
その他未払費用	741	720
流動負債合計	1,274,230	121,463
負債合計	1,274,230	121,463
純資産の部		
元本等		
元本	※1 21,820,460	※1 22,445,856
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	※2 △ 1,349,241	※2 △ 2,102,496
元本等合計	20,471,219	20,343,360
純資産合計	20,471,219	20,343,360
負債純資産合計	21,745,449	20,464,823

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 自　2020年5月9日 至　2021年5月10日	第7期 自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
営業収益		
受取利息	16	－
有価証券売買等損益	573,356	△ 464,583
営業収益合計	573,372	△ 464,583
営業費用		
支払利息	1,756	147
受託者報酬	6,213	6,947
委託者報酬	214,653	239,542
その他費用	1,369	1,463
営業費用合計	223,991	248,099
営業利益又は営業損失（△）	349,381	△ 712,682
経常利益又は経常損失（△）	349,381	△ 712,682
当期純利益又は当期純損失（△）	349,381	△ 712,682
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△ 7,915	21,813
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△ 1,486,223	△ 1,349,241
剰余金増加額又は欠損金減少額	721,903	295,932
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	721,903	295,932
剰余金減少額又は欠損金増加額	942,217	314,692
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	942,217	314,692
分配金	※1 －	※1 －
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 1,349,241	△ 2,102,496

(3) 【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	第7期 自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日 2021年5月8日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を2021年5月10日としており、2022年5月8日が休日のため、当計算期間末日を2022年5月9日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	第6期 2021年5月10日現在	第7期 2022年5月9日現在
1．※1　期首元本額	19,344,145円	21,820,460円
期中追加設定元本額	11,773,156円	5,481,552円
期中一部解約元本額	9,296,841円	4,856,156円
2．計算期間末日における受益権の総数	21,820,460口	22,445,856口
3．※2　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,349,241円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,102,496円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区　分	第6期 自　2020年5月9日 至　2021年5月10日	第7期 自　2021年5月11日 至　2022年5月9日

※1　分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は0円（1万口当たり0.00円）であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（0円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象額は0円（1万口当たり0.00円）であり、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	第7期 自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	第7期 2022年5月9日現在

1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	第6期 2021年5月10日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	第7期 2022年5月9日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	506,109	△362,868
合計	506,109	△362,868

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第6期 2021年5月10日現在	第7期 2022年5月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第6期 2021年5月10日現在	第7期 2022年5月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9382円 (9,382円)	0.9063円 (9,063円)

(4) 【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	ダイワＲＩＣＩ®ヘッジ型マザーファンド	605,135	576,028	
	新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド	384,269	397,718	
	国内株式マザーファンド	12,781	25,822	
	国内債券マザーファンド	280,073	306,567	
	先進国債券マザーファンド	1,207,316	1,603,315	
	先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド	169,393	398,785	
	新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド	598,955	535,226	
	超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンド	1,251,361	1,371,867	
	米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンド	648,268	746,026	
	ダイワ・マネー・マザーファンド	7,100,143	7,218,005	
親投資信託受益証券　合計			13,179,359	
合計			13,179,359	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「先進国債券マザーファンド」受益証券、「国内債券マザーファンド」受益証券、「新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「国内株式マザーファンド」受益証券、「新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド」受益証券、「ダイワＲＩＣＩ®ヘッジ型マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「先進国債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	8,710,430	11,200,170
コール・ローン	10,342,385	5,834,869
国債証券	350,883,898	228,438,194
派生商品評価勘定	47,908	48,140
未収入金	91,285	786,787
未収利息	2,375,963	2,545,402
前払費用	1,011,367	144,019
流動資産合計	373,463,236	248,997,581
資産合計	373,463,236	248,997,581
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	9,104	14,317
未払金	872,645	1,854
未払解約金	138,700	－
その他未払費用	5	－
流動負債合計	1,020,454	16,171
負債合計	1,020,454	16,171
純資産の部		
元本等		
元本　※1	285,070,171	187,488,633

剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	87,372,611	61,492,777
元本等合計	372,442,782	248,981,410
純資産合計	372,442,782	248,981,410
負債純資産合計	373,463,236	248,997,581

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1．※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	116,986,622円	285,070,171円
期中追加設定元本額	208,385,659円	53,699,953円
期中一部解約元本額	40,302,110円	151,281,491円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	14,850,000円	14,850,000円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	13,127円	－円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	4,176円	－円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	6,547,680円	6,299,843円
スマート・アロケーション・Dガード	29,425,659円	4,641,939円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	28,315,135円	7,041,693円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	72,093,317円	18,362,949円

	ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	129,616,476円	135,084,893円
	ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	4,204,601円	1,207,316円
	計	285,070,171円	187,488,633円
2.	期末日における受益権の総数	285,070,171口	187,488,633口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2022年5月9日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△9,605,956	△31,748,471
合計	△9,605,956	△31,748,471

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020年5月9日から2021年5月10日まで、及び2021年5月11日から2022年5月9日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	－	－	－	－	550,616	－	545,832	4,784
イスラエル・シュケル	－	－	－	－	550,616	－	545,832	4,784
買　建	8,974,192	－	9,012,996	38,804	7,800,431	－	7,829,470	29,039
アメリカ・ドル	1,857,782	－	1,848,678	△9,104	2,588,410	－	2,613,168	24,758

イギリス･ポンド	151,314	－	152,609	1,295	649,949	－	643,124	△6,825
オフショア･人民元	－	－	－	－	1,827,322	－	1,819,830	△7,492
カナダ･ドル	355,349	－	358,823	3,474	－	－	－	－
スウェーデン･クローナ	413,676	－	419,200	5,524	－	－	－	－
デンマーク･クローネ	584,047	－	587,337	3,290	－	－	－	－
ノルウェー･クローネ	276,236	－	278,289	2,053	－	－	－	－
ポーランド･ズロチ	663,425	－	668,212	4,787	－	－	－	－
メキシコ･ペソ	723,358	－	729,522	6,164	－	－	－	－
ユーロ	3,949,005	－	3,970,326	21,321	2,734,750	－	2,753,348	18,598
合計	8,974,192	－	9,012,996	38,804	8,351,047	－	8,375,302	33,823

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3065円 (13,065円)	1.3280円 (13,280円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		6% United States Treasury Note/Bond 20260215	315,000.000	348,837.300	
		4.5% United States Treasury Note/Bond 20360215	32,000.000	37,174.720	
		4.75% United States Treasury Note/Bond 20410215	61,000.000	72,594.270	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20230531	218,000.000	216,722.520	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20480515	148,000.000	141,963.080	
		1.5% United States Treasury Note/Bond 20300215	93,000.000	82,812.780	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 900,104.670 (117,715,689)	
	イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
		1.25% United Kingdom Gilt 20270722	11,000.000	10,770.760	
		0.75% United Kingdom Gilt 20230722	6,000.000	5,953.260	
		4.25% United Kingdom Gilt 20320607	17,000.000	20,460.520	
		4.25% United Kingdom Gilt 20551207	21,000.000	31,647.000	
		3.25% United Kingdom Gilt 20440122	6,000.000	7,023.300	
	イギリス・ポンド　小計			イギリス・ポンド 75,854.840 (12,208,078)	

イスラエル・シュケル	1% Israel Government Bond - Fixed 20300331	イスラエル・シュケル 26,000.000	イスラエル・シュケル 23,667.280	
イスラエル・シュケル　小計			イスラエル・シュケル 23,667.280 (909,680)	
オーストラリア・ドル	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	オーストラリア・ドル 33,000.000	オーストラリア・ドル 36,029.400	
オーストラリア・ドル　小計			オーストラリア・ドル 36,029.400 (3,303,896)	
オフショア・人民元	2.89% CHINA GOVERNMENT BOND 20311118	オフショア・人民元 120,000.000	オフショア・人民元 120,355.200	
オフショア・人民元　小計			オフショア・人民元 120,355.200 (2,337,069)	
カナダ・ドル	5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20370601	カナダ・ドル 27,000.000	カナダ・ドル 32,839.560	
	2.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20240601	15,000.000	14,940.600	
カナダ・ドル　小計			カナダ・ドル 47,780.160 (4,829,619)	
シンガポール・ドル	2.875% SINGAPORE GOVERNMENT 20290701	シンガポール・ドル 14,000.000	シンガポール・ドル 14,133.000	
シンガポール・ドル　小計			シンガポール・ドル 14,133.000 (1,330,057)	
スウェーデン・クローナ	3.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20390330	スウェーデン・クローナ 35,000.000	スウェーデン・クローナ 42,214.900	
スウェーデン・クローナ　小計			スウェーデン・クローナ	

			42,214.900 (553,015)	
デンマーク・クローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	デンマーク・クローネ 31,000.000	デンマーク・クローネ 44,902.260	
デンマーク・クローネ　小計			デンマーク・クローネ 44,902.260 (830,692)	
ノルウェー・クローネ	1.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20260219	ノルウェー・クローネ 14,000.000	ノルウェー・クローネ 13,359.500	
ノルウェー・クローネ　小計			ノルウェー・クローネ 13,359.500 (183,159)	
ポーランド・ズロチ	2.75% Poland Government Bond 20291025	ポーランド・ズロチ 45,000.000	ポーランド・ズロチ 34,490.250	
ポーランド・ズロチ　小計			ポーランド・ズロチ 34,490.250 (1,007,446)	
マレーシア・リンギット	4.254% MALAYSIAN GOVERNMENT 20350531	マレーシア・リンギット 42,000.000	マレーシア・リンギット 39,496.380	
マレーシア・リンギット　小計			マレーシア・リンギット 39,496.380 (1,180,598)	
メキシコ・ペソ	7.5% Mexican Bonos 20270603	メキシコ・ペソ 160,000.000	メキシコ・ペソ 150,150.400	
	7.75% Mexican Bonos 20421113	170,000.000	145,089.900	
メキシコ・ペソ　小計			メキシコ・ペソ 295,240.300 (1,911,002)	
ユーロ	0.125% Finland Government Bond 20360415	ユーロ 8,000.000	ユーロ 6,428.240	
	6.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20270704	35,000.000	44,908.500	

		4.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20340704	23,000.000	32,381.240	
		1.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20480815	19,000.000	19,220.780	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	37,000.000	45,621.370	
		2.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20300525	53,000.000	57,432.920	
		1.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20241125	49,000.000	50,371.510	
		3.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20420115	8,000.000	11,039.280	
		2.5% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20330115	9,000.000	9,943.020	
		0.75% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20270715	11,000.000	10,853.150	
		1.65% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20320301	41,000.000	36,241.950	
		0.85% ITALIAN GOVERNMENT BOND 20270115	52,000.000	48,890.400	
		4.5% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20230501	36,000.000	37,494.000	
		4.75% Italy Buoni Poliennali Del Tesoro 20440901	23,000.000	28,266.080	
		4.25% Belgium Government Bond 20410328	20,000.000	26,733.000	
		0.4% IRISH TREASURY 20350515	12,000.000	9,927.120	
		4.15% Austria Government Bond 20370315	16,000.000	21,225.600	
		6% SPANISH GOVERNMENT BOND 20290131	44,000.000	56,063.920	
		2.15% SPANISH GOVERNMENT BOND 20251031	12,000.000	12,392.400	
		2.9% SPANISH GOVERNMENT BOND 20461031	16,000.000	16,838.240	
	ユーロ　小計			ユーロ 582,272.720 (80,138,194)	
国債証券　合計				228,438,194 [228,438,194]	
合計				228,438,194	

		[228,438,194]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券	6銘柄	100%	51.7%
イギリス・ポンド	国債証券	5銘柄	100%	5.3%
イスラエル・シュケル	国債証券	1銘柄	100%	0.4%
オーストラリア・ドル	国債証券	1銘柄	100%	1.4%
オフショア・人民元	国債証券	1銘柄	100%	1.0%
カナダ・ドル	国債証券	2銘柄	100%	2.1%
シンガポール・ドル	国債証券	1銘柄	100%	0.6%
スウェーデン・クローナ	国債証券	1銘柄	100%	0.2%
デンマーク・クローネ	国債証券	1銘柄	100%	0.4%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	100%	0.1%
ポーランド・ズロチ	国債証券	1銘柄	100%	0.4%
マレーシア・リンギット	国債証券	1銘柄	100%	0.5%
メキシコ・ペソ	国債証券	2銘柄	100%	0.8%
ユーロ	国債証券	20銘柄	100%	35.1%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「国内債券マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,331,709	29,017,085

国債証券	4,214,536,170	6,081,442,460
未収利息	5,350,023	9,002,608
前払費用	825,594	825,482
流動資産合計	4,240,043,496	6,120,287,635
資産合計	4,240,043,496	6,120,287,635
負債の部		
流動負債		
未払解約金	43,000	－
その他未払費用	75	－
流動負債合計	43,075	－
負債合計	43,075	－
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	3,785,071,179	5,591,400,522
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	454,929,242	528,887,113
元本等合計	4,240,000,421	6,120,287,635
純資産合計	4,240,000,421	6,120,287,635
負債純資産合計	4,240,043,496	6,120,287,635

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1. ※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	4,985,974,445円	3,785,071,179円
期中追加設定元本額	1,732,945,238円	3,832,076,082円
期中一部解約元本額	2,933,848,504円	2,025,746,739円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,900,000円	9,900,000円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	2,573,997,714円	4,337,512,311円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	229,944円	760,079円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	43,248円	799,074円
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	21,882,825円	3,302,340円
スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	7,543,151円	7,429,466円
スマート・アロケーション・Dガード	7,137,976円	1,096,153円
りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	159,657,473円	234,533,312円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	371,049,928円	96,222,764円
ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	340,607,179円	671,990,293円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	17,383,134円	4,331,809円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	124,993,052円	60,680,905円

	ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	149,653,543円	162,561,943円
	ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	992,012円	280,073円
	計	3,785,071,179円	5,591,400,522円
2.	期末日における受益権の総数	3,785,071,179口	5,591,400,522口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2022年5月9日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△37,513,070	△150,466,400
合計	△37,513,070	△150,466,400

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020年5月9日から2021年5月10日まで、及び2021年5月11日から2022年5月9日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1202円 (11,202円)	1.0946円 (10,946円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	４２５　２年国債	40,000,000	40,033,600	
	４２７　２年国債	20,000,000	20,018,400	
	４３２　２年国債	78,000,000	78,089,700	
	４３３　２年国債	42,000,000	42,047,040	
	４３４　２年国債	90,000,000	90,105,300	
	１３６　５年国債	93,000,000	93,180,420	
	１３７　５年国債	85,000,000	85,197,200	
	１３８　５年国債	74,000,000	74,196,840	
	１３９　５年国債	64,000,000	64,184,320	

１４０　５年国債	40,000,000	40,122,400	
１４１　５年国債	85,000,000	85,281,350	
１４２　５年国債	30,000,000	30,109,800	
１４３　５年国債	58,000,000	58,232,000	
１４４　５年国債	75,000,000	75,315,000	
１４５　５年国債	72,000,000	72,314,640	
１４６　５年国債	67,000,000	67,302,840	
１４７　５年国債	26,000,000	26,020,020	
１４８　５年国債	45,000,000	45,027,450	
１４９　５年国債	30,000,000	30,006,300	
１５０　５年国債	150,000,000	150,000,000	
１　４０年国債	11,000,000	14,645,620	
２　４０年国債	7,000,000	9,026,990	
３　４０年国債	7,000,000	9,067,380	
４　４０年国債	14,000,000	18,169,480	
５　４０年国債	10,000,000	12,500,600	
６　４０年国債	10,000,000	12,296,400	
７　４０年国債	39,000,000	46,041,060	
８　４０年国債	11,000,000	12,118,150	
９　４０年国債	27,000,000	22,091,670	
１０　４０年国債	22,000,000	21,077,100	
１１　４０年国債	19,000,000	17,601,980	
１２　４０年国債	17,000,000	14,157,770	
１３　４０年国債	23,000,000	19,056,650	
１４　４０年国債	50,000,000	44,254,000	
３２９　１０年国債	40,000,000	40,389,600	
３３０　１０年国債	15,000,000	15,178,200	
３３２　１０年国債	41,000,000	41,440,340	
３３３　１０年国債	63,000,000	63,767,970	
３３４　１０年国債	48,000,000	48,654,240	
３３５　１０年国債	30,000,000	30,383,100	
３３６　１０年国債	41,000,000	41,578,920	
３３７　１０年国債	32,000,000	32,284,480	
３３８　１０年国債	28,000,000	28,352,520	
３３９　１０年国債	40,000,000	40,542,000	
３４０　１０年国債	40,000,000	40,579,200	
３４１　１０年国債	80,000,000	80,940,000	
３４２　１０年国債	60,000,000	60,266,400	
３４３　１０年国債	60,000,000	60,271,200	

３４４　１０年国債	62,000,000	62,270,320	
３４５　１０年国債	50,000,000	50,219,000	
３４６　１０年国債	50,000,000	50,206,000	
３４７　１０年国債	55,000,000	55,182,050	
３４８　１０年国債	65,000,000	65,156,000	
３４９　１０年国債	62,000,000	62,103,540	
３５０　１０年国債	108,000,000	108,093,960	
３５１　１０年国債	35,000,000	34,989,150	
３５２　１０年国債	45,000,000	44,928,900	
３５３　１０年国債	34,000,000	33,910,580	
３５４　１０年国債	40,000,000	39,850,400	
３５５　１０年国債	45,000,000	44,762,850	
３５６　１０年国債	39,000,000	38,744,940	
３５７　１０年国債	58,000,000	57,542,960	
３５８　１０年国債	30,000,000	29,733,300	
３５９　１０年国債	59,000,000	58,412,360	
３６０　１０年国債	93,000,000	91,969,560	
３６１　１０年国債	86,000,000	84,983,480	
３６２　１０年国債	90,000,000	88,867,800	
３６３　１０年国債	48,000,000	47,379,360	
３６４　１０年国債	51,000,000	50,322,720	
３６５　１０年国債	130,000,000	128,229,400	
１１　３０年国債	1,000,000	1,148,080	
１５　３０年国債	17,000,000	21,222,290	
１８　３０年国債	10,000,000	12,331,400	
２２　３０年国債	4,000,000	5,079,720	
２３　３０年国債	10,000,000	12,728,700	
２４　３０年国債	18,000,000	22,947,660	
２５　３０年国債	8,000,000	9,995,040	
２６　３０年国債	12,000,000	15,185,280	
２７　３０年国債	7,000,000	8,991,080	
２８　３０年国債	15,000,000	19,309,050	
２９　３０年国債	13,000,000	16,585,660	
３０　３０年国債	15,000,000	18,933,300	
３１　３０年国債	26,000,000	32,465,160	
３２　３０年国債	15,000,000	19,006,200	
３３　３０年国債	21,000,000	25,588,080	
３４　３０年国債	16,000,000	20,082,080	
３５　３０年国債	20,000,000	24,454,400	

３６　３０年国債	21,000,000	25,670,400	
３７　３０年国債	23,000,000	27,721,670	
３８　３０年国債	13,000,000	15,434,250	
３９　３０年国債	13,000,000	15,681,900	
４０　３０年国債	16,000,000	19,005,920	
４１　３０年国債	11,000,000	12,859,770	
４２　３０年国債	14,000,000	16,374,820	
４３　３０年国債	25,000,000	29,254,750	
４４　３０年国債	10,000,000	11,707,300	
４５　３０年国債	12,000,000	13,556,520	
４６　３０年国債	18,000,000	20,336,760	
４７　３０年国債	21,000,000	24,159,030	
４８　３０年国債	20,000,000	22,165,800	
４９　３０年国債	15,000,000	16,622,400	
５０　３０年国債	19,000,000	18,608,410	
５１　３０年国債	17,000,000	14,788,640	
５２　３０年国債	12,000,000	10,931,520	
５３　３０年国債	15,000,000	13,966,500	
５４　３０年国債	18,000,000	17,509,680	
５５　３０年国債	15,000,000	14,573,250	
５６　３０年国債	11,000,000	10,673,630	
５７　３０年国債	15,000,000	14,521,500	
５８　３０年国債	63,000,000	60,848,550	
５９　３０年国債	11,000,000	10,348,800	
６０　３０年国債	10,000,000	9,853,000	
６１　３０年国債	9,000,000	8,432,460	
６２　３０年国債	20,000,000	17,769,800	
６４　３０年国債	13,000,000	11,180,000	
６５　３０年国債	15,000,000	12,885,150	
６６　３０年国債	20,000,000	17,160,800	
６７　３０年国債	12,000,000	10,851,360	
６８　３０年国債	7,000,000	6,318,410	
６９　３０年国債	17,000,000	15,742,680	
７０　３０年国債	19,000,000	17,546,500	
７１　３０年国債	17,000,000	15,690,830	
７２　３０年国債	17,000,000	15,664,480	
７３　３０年国債	12,000,000	11,038,680	
７４　３０年国債	5,000,000	4,965,700	
８４　２０年国債	54,000,000	57,954,960	

９２　２０年国債	15,000,000	16,449,450	
９４　２０年国債	20,000,000	22,025,200	
９５　２０年国債	48,000,000	53,547,840	
９９　２０年国債	17,000,000	18,929,670	
１００　２０年国債	5,000,000	5,618,250	
１０２　２０年国債	13,000,000	14,816,360	
１０３　２０年国債	10,000,000	11,336,500	
１０４　２０年国債	30,000,000	33,645,000	
１０５　２０年国債	10,000,000	11,250,500	
１０７　２０年国債	24,000,000	27,091,200	
１１１　２０年国債	10,000,000	11,430,500	
１１３　２０年国債	24,000,000	27,348,960	
１１４　２０年国債	28,000,000	32,001,480	
１１６　２０年国債	15,000,000	17,321,550	
１１７　２０年国債	11,000,000	12,617,330	
１１８　２０年国債	10,000,000	11,427,700	
１１９　２０年国債	9,000,000	10,141,380	
１２０　２０年国債	7,000,000	7,776,090	
１２１　２０年国債	11,000,000	12,517,780	
１２３　２０年国債	30,000,000	34,752,900	
１２５　２０年国債	25,000,000	29,276,500	
１２８　２０年国債	25,000,000	28,726,250	
１３０　２０年国債	7,000,000	8,007,440	
１３１　２０年国債	9,000,000	10,212,750	
１３３　２０年国債	30,000,000	34,413,900	
１３４　２０年国債	17,000,000	19,554,420	
１３６　２０年国債	5,000,000	5,654,950	
１３７　２０年国債	13,000,000	14,844,440	
１３８　２０年国債	20,000,000	22,443,600	
１３９　２０年国債	10,000,000	11,320,300	
１４０　２０年国債	20,000,000	22,860,400	
１４１　２０年国債	20,000,000	22,891,800	
１４２　２０年国債	17,000,000	19,632,960	
１４３　２０年国債	12,000,000	13,626,360	
１４４　２０年国債	26,000,000	29,250,520	
１４５　２０年国債	21,000,000	24,109,680	
１４６　２０年国債	22,000,000	25,287,460	
１４７　２０年国債	22,000,000	25,069,000	
１４８　２０年国債	32,000,000	36,128,640	

	１４９　２０年国債	24,000,000	27,128,160	
	１５０　２０年国債	30,000,000	33,573,900	
	１５１　２０年国債	7,000,000	7,667,800	
	１５２　２０年国債	21,000,000	23,012,430	
	１５３　２０年国債	20,000,000	22,173,400	
	１５４　２０年国債	97,000,000	106,304,240	
	１５５　２０年国債	20,000,000	21,397,200	
	１５６　２０年国債	20,000,000	19,779,200	
	１５７　２０年国債	20,000,000	19,196,400	
	１５８　２０年国債	35,000,000	34,953,100	
	１５９　２０年国債	15,000,000	15,162,900	
	１６０　２０年国債	25,000,000	25,585,250	
	１６１　２０年国債	20,000,000	20,139,400	
	１６２　２０年国債	20,000,000	20,098,800	
	１６３　２０年国債	35,000,000	35,100,100	
	１６４　２０年国債	27,000,000	26,608,770	
	１６５　２０年国債	30,000,000	29,494,200	
	１６６　２０年国債	15,000,000	15,178,200	
	１６７　２０年国債	19,000,000	18,586,560	
	１６８　２０年国債	22,000,000	21,116,040	
	１６９　２０年国債	19,000,000	17,879,380	
	１７０　２０年国債	15,000,000	14,071,050	
	１７１　２０年国債	15,000,000	14,026,050	
	１７２　２０年国債	25,000,000	23,733,750	
	１７３　２０年国債	28,000,000	26,521,600	
	１７４　２０年国債	29,000,000	27,383,540	
	１７５　２０年国債	15,000,000	14,387,400	
	１７６　２０年国債	25,000,000	23,908,000	
	１７７　２０年国債	22,000,000	20,609,380	
	１７８　２０年国債	33,000,000	31,445,370	
	１７９　２０年国債	60,000,000	57,045,000	
	１８０　２０年国債	5,000,000	5,012,850	
国債証券　合計			6,081,442,460	
合計			6,081,442,460	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	30,410,541	48,328,902
コール・ローン	1,245,894	39,732,897
国債証券	1,145,860,904	530,191,021
派生商品評価勘定	4,963,886	－
未収入金	39,376,002	15,870
未収利息	13,860,270	6,401,106
前払費用	416,990	949,480
流動資産合計	1,236,134,487	625,619,276
資産合計	1,236,134,487	625,619,276
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	10,377,705
未払金	32,737,412	58,856,239
未払解約金	156,000	－
その他未払費用	25	－
流動負債合計	32,893,437	69,233,944
負債合計	32,893,437	69,233,944
純資産の部		
元本等		
元本　※1	1,054,633,773	622,627,864
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）　※2	148,607,277	△66,242,532
元本等合計	1,203,241,050	556,385,332
純資産合計	1,203,241,050	556,385,332
負債純資産合計	1,236,134,487	625,619,276

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1．※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日

期首元本額	1,266,601,129円	1,054,633,773円
期中追加設定元本額	1,147,878,300円	150,933,393円
期中一部解約元本額	1,359,845,656円	582,939,302円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
５資産（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	29,400,000円	29,400,000円
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	21,065,503円	3,879,442円
スマート・アロケーション・Dガード	13,161,906円	2,309,752円
目標利回り追求型債券ファンド	834,652,408円	504,713,297円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	32,058,268円	9,134,828円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	122,492,549円	72,591,590円
ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	1,803,139円	598,955円
計	1,054,633,773円	622,627,864円
2. 期末日における受益権の総数	1,054,633,773口	622,627,864口
3. ※2 元本の欠損	――――――	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は66,242,532円であります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2022年5月9日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△58,799,238	△107,456,276
合計	△58,799,238	△107,456,276

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020年5月9日から2021年5月10日まで、及び2021年5月11日から2022年5月9日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	1,182,028,425	－	1,177,064,539	4,963,886	563,735,304	－	574,113,009	△10,377,705
アメリカ・ドル	1,182,028,425	－	1,177,064,539	4,963,886	563,735,304	－	574,113,009	△10,377,705
合計	1,182,028,425	－	1,177,064,539	4,963,886	563,735,304	－	574,113,009	△10,377,705

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1409円 (11,409円)	0.8936円 (8,936円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		3% Colombia Government International Bond 20300130	200,000.000	157,524.000	
		3.875% COLOMBIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20610215	200,000.000	124,706.000	
		2.783% Peruvian Government International Bond 20310123	120,000.000	103,188.000	
		2.78% Peruvian Government International Bond 20601201	140,000.000	88,555.600	
		4.975% URUGUAY GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND 20550420	100,000.000	100,649.000	
		2.55% BONOS TESORERIA PESOS 20330727	200,000.000	164,460.000	
		5.3% DOMINICAN REPUBLIC INTERNATIONAL BOND 20410121	150,000.000	116,637.000	
		1.875% ABU DHABI (EMIRATE OF) 20310915	200,000.000	170,480.000	
		6.25% OMAN SULTANATE OF (GOVERNMENT) 20310125	200,000.000	201,600.000	
		3.75% QATAR (STATE OF) 20300416	200,000.000	199,440.000	
		2.25% SAUDI ARABIA (KINGDOM OF) 20330202	200,000.000	169,774.000	
		6.05% Mexico Government International Bond 20400111	260,000.000	265,202.600	
		6.7% Panama Government International Bond 20360126	200,000.000	221,190.000	
		8.25% FED REPUBLIC OF BRAZIL 20340120	300,000.000	346,662.000	

		1% Argentine Republic International Bond 20290709	8,805.000	2,814.160	
		1.125% Argentine Republic International Bond 20350709	294,000.000	83,099.100	
		2% Argentine Republic International Bond 20380109	200,000.000	71,998.000	
		5.625% Peruvian Government International Bond 20501118	20,000.000	21,413.200	
		7.75% Ukraine Government International Bond 20260901	100,000.000	35,350.000	
		7.375% Ukraine Government International Bond 20320925	200,000.000	67,650.000	
		4.875% Romanian Government International Bond 20240122	40,000.000	40,849.600	
		5.125% Romanian Government International Bond 20480615	100,000.000	90,231.000	
		7.625% Hungary Government International Bond 20410329	30,000.000	37,494.000	
		5.375% Hungary Government International Bond 20230221	100,000.000	101,758.000	
		9.5% Philippine Government International Bond 20300202	80,000.000	106,736.800	
		3.7% Philippine Government International Bond 20420202	200,000.000	170,070.000	
		7.75% Indonesia Government International Bond 20380117	100,000.000	125,763.000	
		5.95% Indonesia Government International Bond 20460108	200,000.000	218,380.000	
		7.375% Turkey Government International Bond 20250205	300,000.000	295,635.000	
		5.65% South Africa Government International 20470927	200,000.000	154,758.000	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 4,054,068.060 (530,191,021)	
国債証券　合計				530,191,021 [530,191,021]	
合計				530,191,021 [530,191,021]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券　30銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	2,083,807	1,048,093
コール・ローン	1,619,060	2,925,448
国債証券	138,987,657	37,636,256
派生商品評価勘定	596,180	－
未収入金	1,805,191	－
未収利息	571,573	386,675
前払費用	1,188,175	154,458
流動資産合計	146,851,643	42,150,930
資産合計	146,851,643	42,150,930
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	－	708,537
未払金	7,274	2,698,028
未払解約金	884,000	－
流動負債合計	891,274	3,406,565
負債合計	891,274	3,406,565

純資産の部		
元本等		
元本 ※1	112,202,856	35,341,214
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	33,757,513	3,403,151
元本等合計	145,960,369	38,744,365
純資産合計	145,960,369	38,744,365
負債純資産合計	146,851,643	42,150,930

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1．※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	13,960,580円	112,202,856円
期中追加設定元本額	101,706,557円	30,062,776円
期中一部解約元本額	3,464,281円	106,924,418円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
５資産（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,800,000円	9,800,000円
スマート・アロケーション・Dガード	28,587,676円	4,904,487円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	69,924,665円	19,385,366円
ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	3,890,515円	1,251,361円
計	112,202,856円	35,341,214円
2．　期末日における受益権の総数	112,202,856口	35,341,214口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2022年5月9日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	△139,507	△7,647,693
合計	△139,507	△7,647,693

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020年5月9日から2021年5月10日まで、及び2021年5月11日から2022年5月9日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	141,965,720	－	141,369,540	596,180	38,488,983	－	39,197,520	△708,537
アメリカ・ドル	141,965,720	－	141,369,540	596,180	38,488,983	－	39,197,520	△708,537
合計	141,965,720	－	141,369,540	596,180	38,488,983	－	39,197,520	△708,537

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3009円 (13,009円)	1.0963円 (10,963円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル		アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
		4.25% United States Treasury Note/Bond 20401115	20,000.000	22,332.800	
		3.125% United States Treasury Note/Bond 20411115	65,000.000	61,993.750	
		2.75% United States Treasury Note/Bond 20421115	50,000.000	44,644.500	
		3% United States Treasury Note/Bond 20441115	43,000.000	39,673.950	
		2.875% United States Treasury Note/Bond 20461115	60,000.000	54,332.400	
		3.375% United States Treasury Note/Bond 20481115	10,000.000	10,063.200	
		1.625% United States Treasury Note/Bond 20501115	40,000.000	27,850.000	
		2.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520215	33,000.000	26,892.360	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 287,782.960 (37,636,256)	
国債証券 合計				37,636,256 [37,636,256]	
合計				37,636,256 [37,636,256]	

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（ ）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［ ］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 8銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	3,607,272	164,166
コール・ローン	19,867,292	4,563,598
投資信託受益証券	913,792,650	109,589,978
派生商品評価勘定	2,253,037	35
未収入金	5,046	3,043,758
未収配当金	2,768,150	398,513
流動資産合計	942,293,447	117,760,048
資産合計	942,293,447	117,760,048
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	62,298	2,937,016
未払金	－	254,430
未払解約金	1,109,769	2,458,028
その他未払費用	22	－
流動負債合計	1,172,089	5,649,474
負債合計	1,172,089	5,649,474
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	764,604,803	97,416,953
剰余金		

期末剰余金又は期末欠損金（△）	176,516,555	14,693,621
元本等合計	941,121,358	112,110,574
純資産合計	941,121,358	112,110,574
負債純資産合計	942,293,447	117,760,048

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準

	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1.　※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	1,266,722,540円	764,604,803円
期中追加設定元本額	144,842,956円	15,330,742円
期中一部解約元本額	646,960,693円	682,518,592円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
５資産（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,800,000円	9,800,000円
スマート・アロケーション・Dガード	13,474,581円	2,514,792円
目標利回り追求型債券ファンド	706,487,048円	74,514,918円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	32,975,479円	9,938,975円
ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	1,867,695円	648,268円
計	764,604,803円	97,416,953円
2.　期末日における受益権の総数	764,604,803口	97,416,953口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年5月10日現在 当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	2022年5月9日現在 当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	73,796,203	△13,757,010
合計	73,796,203	△13,757,010

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020年5月9日から2021年5月10日まで、及び2021年5月11日から2022年5月9日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	907,443,746	－	905,253,007	2,190,739	109,745,935	－	112,682,916	△2,936,981
アメリカ・ドル	907,443,746	－	905,253,007	2,190,739	109,745,935	－	112,682,916	△2,936,981
合計	907,443,746	－	905,253,007	2,190,739	109,745,935	－	112,682,916	△2,936,981

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.2309円 (12,309円)	1.1508円 (11,508円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	ISHARES IBOXX HIGH YLD CORP	10,800.000	アメリカ・ドル 837,972.000	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 837,972.000 (109,589,978)	
投資信託受益証券　合計				109,589,978 [109,589,978]	
合計				109,589,978 [109,589,978]	

投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1. 各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資信託受益証券　1銘柄	100%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	397,101	477,456
コール・ローン	169,562,033	57,503,556
派生商品評価勘定	16,932,772	882,246
未収入金	913,244	715
差入委託証拠金	96,250,361	90,528,714
流動資産合計	284,055,511	149,392,687
資産合計	284,055,511	149,392,687
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	251,437	2,502,354
未払金	263,058	5,179,680
未払解約金	274,100	－
その他未払費用	103	－
流動負債合計	788,698	7,682,034
負債合計	788,698	7,682,034
純資産の部		
元本等		
元本　※1	118,023,727	60,195,611
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	165,243,086	81,515,042
元本等合計	283,266,813	141,710,653
純資産合計	283,266,813	141,710,653
負債純資産合計	284,055,511	149,392,687

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
2．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1．※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	77,820,471円	118,023,727円
期中追加設定元本額	74,853,486円	5,533,994円
期中一部解約元本額	34,650,230円	63,362,110円

期末元本額の内訳		
ファンド名		
５資産（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	28,375,526円	28,375,526円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	111,146円	－円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	114,311円	－円
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	11,986,359円	1,448,262円
スマート・アロケーション・Dガード	4,248,052円	624,140円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	10,364,163円	2,481,476円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	62,246,834円	27,096,814円
ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	577,336円	169,393円
計	118,023,727円	60,195,611円
2. 期末日における受益権の総数	118,023,727口	60,195,611口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．株式関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引								
株価指数先物取引								
買　建	266,556,092	－	283,076,310	16,520,218	145,406,831	－	143,988,170	△1,418,661
合計	266,556,092	－	283,076,310	16,520,218	145,406,831	－	143,988,170	△1,418,661

（注）　1．時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	112,375,410	－	112,214,293	161,117	93,120,106	－	93,321,553	△201,447
アメリカ・ドル	78,982,070	－	78,577,619	404,451	61,040,474	－	61,370,250	△329,776

イギリス・ポンド	4,453,520	－	4,471,319	△17,799	6,014,106	－	5,916,740	97,366
オーストラリア・ドル	1,074,746	－	1,084,973	△10,227	1,111,491	－	1,109,229	2,262
カナダ・ドル	4,380,471	－	4,413,382	△32,911	6,356,409	－	6,351,459	4,950
シンガポール・ドル	646,240	－	648,146	△1,906	731,842	－	733,328	△1,486
スイス・フラン	3,339,477	－	3,369,069	△29,592	5,330,727	－	5,271,460	59,267
スウェーデン・クローナ	1,241,945	－	1,264,150	△22,205	1,076,159	－	1,064,265	11,894
デンマーク・クローネ	1,212,163	－	1,222,791	△10,628	1,256,660	－	1,262,341	△5,681
ノルウェー・クローネ	304,941	－	308,748	△3,807	281,051	－	278,122	2,929
ユーロ	15,044,615	－	15,166,977	△122,362	8,663,304	－	8,700,579	△37,275
香港・ドル	1,695,222	－	1,687,119	8,103	1,257,883	－	1,263,780	△5,897
合計	112,375,410	－	112,214,293	161,117	93,120,106	－	93,321,553	△201,447

（注） 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額	2.4001円	2.3542円
（1万口当たり純資産額）	(24,001円)	(23,542円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「国内株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,880,393,259	1,148,576,117
派生商品評価勘定	59,371,900	53,773,340
未収入金	－	14,780
差入委託証拠金	82,215,000	55,135,500
流動資産合計	2,021,980,159	1,257,499,737
資産合計	2,021,980,159	1,257,499,737
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	173,850	15,379,240
前受金	38,955,250	61,978,250
未払金	－	151,940
未払解約金	23,100	7,013,900
その他未払費用	1,103	－
流動負債合計	39,153,303	84,523,330
負債合計	39,153,303	84,523,330

純資産の部		
元本等		
元本 ※1	966,516,567	580,562,934
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,016,310,289	592,413,473
元本等合計	1,982,826,856	1,172,976,407
純資産合計	1,982,826,856	1,172,976,407
負債純資産合計	2,021,980,159	1,257,499,737

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1. ※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	496,050,170円	966,516,567円
期中追加設定元本額	996,392,621円	445,781,332円
期中一部解約元本額	525,926,224円	831,734,965円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
６資産（為替ヘッジなし）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	9,593,298円	9,593,298円
ダイナミック・アロケーション・ファンド（適格機関投資家専用）	424,906,472円	127,884,149円
国内株式ファンド（適格機関投資家専用）	287,585,550円	294,313,185円

	ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	37,753円	－円
	ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	50,748円	－円
	スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	13,433,074円	1,767,666円
	スマート・ミックス・Dガード（為替ヘッジなし）	4,215,084円	4,075,432円
	スマート・アロケーション・Dガード	388,184円	49,673円
	りそな ダイナミック・アロケーション・ファンド	18,693,590円	4,942,764円
	堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	12,000,528円	3,120,020円
	ＤＣダイナミック・アロケーション・ファンド	40,232,406円	14,096,544円
	ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	962,846円	198,063円
	ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	69,793,126円	32,997,236円
	ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジなし）	84,568,386円	87,512,123円
	ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	55,522円	12,781円
計		966,516,567円	580,562,934円
2.	期末日における受益権の総数	966,516,567口	580,562,934口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

種　類	2021年5月10日 現在			2022年5月9日 現在		
	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益

	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引								
株価指数先物取引								
買 建	1,924,054,750	－	1,983,310,000	59,255,250	1,128,101,250	－	1,166,530,000	38,428,750
合計	1,924,054,750	－	1,983,310,000	59,255,250	1,128,101,250	－	1,166,530,000	38,428,750

（注） 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額	2.0515円	2.0204円
（1万口当たり純資産額）	(20,515円)	(20,204円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	18,046,060	13,176,120
コール・ローン	65,208,544	6,188,512
投資信託受益証券	35,215,928	21,895,905
投資証券	16,178,428	9,667,114
派生商品評価勘定	3,109,447	38,578
未収入金	1,649,430	40,809
差入委託証拠金	62,043,660	32,563,147
流動資産合計	201,451,497	83,570,185
資産合計	201,451,497	83,570,185
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	328,425	1,531,691
未払金	67,033	6,353,777
未払解約金	292,000	－
その他未払費用	41	－
流動負債合計	687,499	7,885,468
負債合計	687,499	7,885,468
純資産の部		
元本等		
元本　※1	152,017,519	73,126,594
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	48,746,479	2,558,123
元本等合計	200,763,998	75,684,717
純資産合計	200,763,998	75,684,717
負債純資産合計	201,451,497	83,570,185

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金

	原則として、投資信託受益証券及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1．※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	88,732,453円	152,017,519円
期中追加設定元本額	136,713,284円	29,901,514円
期中一部解約元本額	73,428,218円	108,792,439円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	20,654,320円	3,345,403円
スマート・アロケーション・Dガード	6,765,665円	1,443,405円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	16,474,800円	5,727,735円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Dガード付／為替ヘッジあり）	107,207,458円	62,225,782円
ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	915,276円	384,269円
計	152,017,519円	73,126,594円
2．　期末日における受益権の総数	152,017,519口	73,126,594口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

	これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	9,083,093	△14,306,742
投資証券	5,298,100	217,919
合計	14,381,193	△14,088,823

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020年5月9日から2021年5月10日まで、及び2021年5月11日から2022年5月9日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1．株式関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数先物取引								
買　建	145,006,645	－	147,246,444	2,239,799	47,037,931	－	45,931,626	△1,106,305
合計	145,006,645	－	147,246,444	2,239,799	47,037,931	－	45,931,626	△1,106,305

（注）　1．時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2．株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2．通貨関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち1年超	(円)	(円)	(円)	うち1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	132,613,080	－	132,071,857	541,223	79,419,751	－	79,806,559	△386,808
アメリカ・ドル	79,913,543	－	79,501,203	412,340	40,598,348	－	40,817,684	△219,336
トルコ・リラ	164,984	－	166,248	△1,264	304,303	－	302,475	1,828
ポーランド・ズロチ	673,900	－	682,726	△8,826	566,991	－	566,861	130
メキシコ・ペソ	2,438,281	－	2,471,438	△33,157	3,181,502	－	3,240,947	△59,445
香港・ドル	46,443,765	－	46,221,580	222,185	31,269,747	－	31,416,352	△146,605
南アフリカ・ランド	2,978,607	－	3,028,662	△50,055	3,498,860	－	3,462,240	36,620
合計	132,613,080	－	132,071,857	541,223	79,419,751	－	79,806,559	△386,808

（注）　1．時価の算定方法

(1)　期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②　期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・　期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額	1.3207円	1.0350円
（1万口当たり純資産額）	(13,207円)	(10,350円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	香港・ドル	ISHARES ASIA TRUST - ISH-HKD	63,800.000	香港・ドル 1,314,280.000	
	香港・ドル　小計			香港・ドル 1,314,280.000 (21,895,905)	
投資信託受益証券　合計				21,895,905 [21,895,905]	
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		ISHARES MSCI BRAZIL ETF	980	30,713.200	
		ISHARES MSCI MEXICO ETF	300	14,529.000	
		ISHARES MSCI SAUDI CAPD USDA	3,800	28,676.700	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 73,918.900 (9,667,114)	
投資証券　合計				9,667,114 [9,667,114]	
合計				31,563,019 [31,563,019]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、

内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 3銘柄	-%	100%	30.6%
香港・ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100%	-%	69.4%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワＲＩＣＩ®ヘッジ型マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	23,498	28,253
コール・ローン	3,127,308	3,460,956
投資信託受益証券	203,727	370,108
投資証券	46,654,436	20,227,210
派生商品評価勘定	30,106	－
未収入金	－	4,157
流動資産合計	50,039,075	24,090,684
資産合計	50,039,075	24,090,684
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	229,536	2,186,389
未払金	5,306	1,166,719
未払解約金	968,000	－
その他未払費用	2	－

流動負債合計	1,202,844	3,353,108
負債合計	1,202,844	3,353,108
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	75,024,005	21,785,316
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	△26,187,774	△1,047,740
元本等合計	48,836,231	20,737,576
純資産合計	48,836,231	20,737,576
負債純資産合計	50,039,075	24,090,684

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資法人が発行する投資証券の１口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1．※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	15,847,176円	75,024,005円
期中追加設定元本額	65,209,507円	19,495,515円
期中一部解約元本額	6,032,678円	72,734,204円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
商品（為替ヘッジあり）資金拠出用ファンド(適格機関投資家専用)	9,811,458円	9,811,458円
スマート・アロケーション・Dガード	18,357,296円	2,296,291円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Dガード付／部分為替ヘッジあり）	44,451,361円	9,072,432円
ＤＣスマート・アロケーション・Dガード	2,403,890円	605,135円
計	75,024,005円	21,785,316円

2. 期末日における受益権の総数	75,024,005口	21,785,316口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は26,187,774円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,047,740円であります。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2021年5月11日 至 2022年5月9日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資証券を通じて有価証券、デリバティブ取引（商品先物取引）に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2022年5月9日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券

	重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種　類	2021年5月10日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）	2022年5月9日現在 当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	59,497	87,492
投資証券	6,252,046	3,666,097
合計	6,311,543	3,753,589

（注）　「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2020年10月27日から2021年5月10日まで、及び2021年10月26日から2022年5月9日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種　類	2021年5月10日 現在				2022年5月9日 現在			
	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売　建	44,508,759	－	44,708,189	△199,430	18,070,203	－	20,256,592	△2,186,389
アメリカ・ドル	44,508,759	－	44,708,189	△199,430	18,070,203	－	20,256,592	△2,186,389
合計	44,508,759	－	44,708,189	△199,430	18,070,203	－	20,256,592	△2,186,389

（注）　1．時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1口当たり純資産額	0.6509円	0.9519円
（1万口当たり純資産額）	(6,509円)	(9,519円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	INVESCO DB COMMODITY INDEX T	100.000	アメリカ・ドル 2,830.000	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 2,830.000 (370,108)	
投資信託受益証券　合計				370,108 [370,108]	
投資証券	アメリカ・ドル	RICI FUND CLASS A	2,442.878	アメリカ・ドル 154,665.930	
	アメリカ・ドル　小計			アメリカ・ドル 154,665.930	

			(20,227,210)	
投資証券　合計			20,227,210 [20,227,210]	
合計			20,597,318 [20,597,318]	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）1．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
2．合計欄における［　］内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資信託 受益証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資信託　1銘柄 受益証券 投資証券　1銘柄	1.8%	98.2%	100%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

〈参考情報〉

当マザーファンドは、ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®”Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®”classA」の投資証券（米ドル建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次のとおりであります。

「“RICI®” class A」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

財政状態計算書

2021年3月31日現在

単位：米ドル

資産	
流動資産	
金融資産（損益通算後の評価額）	24,366,358
証拠金取引勘定	7,263,865
現金および現金同等物	1,394,043
その他の未収金 および 監督機関への前払年次報酬	1,315
資産合計	**33,025,581**
資本	
経営者株式	100
資本合計	**100**
負債	
流動負債	
金融負債（損益通算後の評価額）	595,236
未払費用	77,620
負債（償却可能な資本が参加する受益証券の保有者に帰属する純資産を除く）	672,856
償却可能な資本が参加する受益証券の保有者に帰属する純資産	32,352,625

包括的利益計算書

2020年4月1日～2021年3月31日

単位：米ドル

投資収益	
純為替差益	1,266
金融資産および金融負債の損益通算後の評価額の変動	10,787,155
純投資収益合計	**10,788,421**
営業費用	
運用会社報酬	175,094
管理会社報酬	63,129
支払利息	8282
取引費用	48,875
監査報酬	40,710

保管会社報酬	19,703
弁護士費用	9,904
その他の営業費用	1,653
営業費用合計	367,350
償却可能な資本が参加する受益証券の保有者に帰属する純資産の運用による増減	10,421,071

組入資産の明細

2021年3月31日現在

債券　　(単位:米ドル)

銘柄名	券面総額	評価額
TREASURY BILL	3,000,000.00	2,999,982.51
TREASURY BILL	3,500,000.00	3,499,916.63
TREASURY BILL	4,000,000.00	3,999,552.76
TREASURY BILL	4,000,000.00	3,999,645.32
TREASURY BILL	4,500,000.00	4,499,744.04
TREASURY BILL	4,500,000.00	4,499,853.21

先物　　(単位:米ドル)

銘柄名	数量	清算金額
MILL WHEAT EURO MAY21	16.00	(6,776.25)
MILL WHEAT EURO SEP21	38.00	6,096.97
RAPESEED EURO AUG21	8.00	3,496.45
RAPESEED EURO MAY21	4.00	18,689.44
COCOA FUTURE - IC JUL21	9.00	248.36
COCOA FUTURE - IC MAY21	5.00	344.14
RSS3 RUBBER (OSE) SEP21	27.00	(2,104.07)
BRENT CRUDE FUTR JUL21	44.00	(28,600.00)
BRENT CRUDE FUTR JUN21	23.00	(11,750.00)
COFF ROBUSTA 10TN JUL21	31.00	(810.00)
COFF ROBUSTA 10TN MAY21	16.00	(80.00)
CORN FUTURE JUL21	39.00	23,750.00
CORN FUTURE MAY21	19.00	16,100.00
COTTON NO.2 FUTR JUL21	22.00	2,310.00
COTTON NO.2 FUTR MAY21	10.00	(5,085.00)
FCOJ-A FUTURE JUL21	8.00	(330.00)
FCOJ-A FUTURE MAY21	4.00	(870.00)
GASOLINE RBOB FUT JUN21	8.00	(5,796.00)
GASOLINE RBOB FUT MAY21	4.00	4,435.20

GOLD 100 OZ FUTR JUN21	10.00	(22,900.00)
KC HRW WHEAT FUT JUL21	8.00	3,400.00
KC HRW WHEAT FUT MAY21	3.00	(9,112.50)
LEAN HOGS FUTURE JUN21	8.00	33,410.00
LIVE CATTLE FUTR JUN21	14.00	24,760.00
LME COPPER FUTURE APR21	(6.00)	58,850.00
LME COPPER FUTURE APR21	6.00	142,337.50
LME COPPER FUTURE JUN21	4.00	587.50
LME COPPER FUTURE MAY21	6.00	(58,737.50)
LME COPPER FUTURE MAY21	(4.00)	(575.00)
LME LEAD FUTURE APR21	12.00	(22,025.00)
LME LEAD FUTURE APR21	(12.00)	40,125.00
LME LEAD FUTURE JUN21	9.00	325.00
LME LEAD FUTURE MAY21	13.00	(41,143.75)
LME LEAD FUTURE MAY21	(9.00)	(325.00)
LME NICKEL FUTURE APR21	3.00	(31,503.00)
LME NICKEL FUTURE APR21	(3.00)	49,863.00
LME NICKEL FUTURE JUN21	2.00	720.00
LME NICKEL FUTURE MAY21	3.00	(49,845.00)
LME NICKEL FUTURE MAY21	(2.00)	(726.00)
LME PRI ALUM FUTR APR21	(24.00)	(19,380.00)
LME PRI ALUM FUTR APR21	24.00	131,614.00
LME PRI ALUM FUTR JUN21	15.00	(4,000.00)
LME PRI ALUM FUTR MAY21	(17.00)	4,200.00
LME PRI ALUM FUTR MAY21	25.00	19,648.75
LME TIN FUTURE APR21	(3.00)	(24,750.00)
LME TIN FUTURE APR21	3.00	67,355.00
LME TIN FUTURE JUN21	2.00	1,390.00
LME TIN FUTURE MAY21	(2.00)	(1,890.00)
LME TIN FUTURE MAY21	3.00	13,800.00
LME ZINC FUTURE APR21	(9.00)	4,350.00
LME ZINC FUTURE APR21	9.00	51,356.25
LME ZINC FUTURE JUN21	6.00	656.25
LME ZINC FUTURE MAY21	10.00	(3,706.25)
LME ZINC FUTURE MAY21	(7.00)	(900.00)
LOW SU GASOIL G JUN21	5.00	(300.00)
LOW SU GASOIL G MAY21	3.00	(5,600.00)
LUMBER FUTURE JUL21	2.00	2,508.00
LUMBER FUTURE MAY21	1.00	25,641.00

MILK FUTURE APR21	1.00	380.00
MILK FUTURE MAY21	1.00	1,320.00
NATURAL GAS FUTR JUN21	48.00	(3,360.00)
NATURAL GAS FUTR MAY21	24.00	(47,770.00)
NY HARB ULSD FUT JUN21	5.00	(2,721.60)
NY HARB ULSD FUT MAY21	3.00	(5,241.60)
OAT FUTURE JUL21	6.00	1,662.50
OAT FUTURE MAY21	3.00	5,137.50
PLATINUM FUTURE JUL21	10.00	(7,320.00)
RED WHEAT FUT MGE JUL21	7.00	1,950.00
RED WHEAT FUT MGE MAY21	3.00	(4,162.50)
ROUGH RICE (CBOT) JUL21	6.00	(290.00)
ROUGH RICE (CBOT) MAY21	3.00	(460.00)
SILVER FUTURE JUL21	7.00	7,900.00
SILVER FUTURE MAY21	3.00	(64,085.00)
SOYBEAN FUTURE JUL21	11.00	17,500.00
SOYBEAN FUTURE MAY21	6.00	18,587.50
SOYBEAN MEAL FUTR JUL21	4.00	4,940.00
SOYBEAN MEAL FUTR MAY21	2.00	(300.00)
SOYBEAN OIL FUTR JUL21	14.00	10,290.00
SOYBEAN OIL FUTR MAY21	8.00	38,424.00
SUGAR #11 (WORLD) JUL21	13.00	(627.20)
SUGAR #11 (WORLD) MAY21	6.00	(3,561.60)
WHEAT FUTURE(CBT) JUL21	20.00	8,000.00
WHEAT FUTURE(CBT) MAY21	9.00	(16,312.50)
WHITE SUGAR (ICE) AUG21	10.00	(1,820.00)
WHITE SUGAR (ICE) MAY21	5.00	(5,850.00)
WTI CRUDE FUTURE JUN21	53.00	(35,880.00)
WTI CRUDE FUTURE MAY21	27.00	(35,840.00)

「ダイワ・マネー・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在

	金　額（円）	金　額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	42,669,356,642	11,869,206,646
現先取引勘定	999,991,232	―
流動資産合計	43,669,347,874	11,869,206,646
資産合計	43,669,347,874	11,869,206,646
負債の部		
流動負債		
その他未払費用	30,929	―
流動負債合計	30,929	―
負債合計	30,929	―
純資産の部		
元本等		
元本　※1	42,941,931,704	11,675,305,817
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	727,385,241	193,900,829
元本等合計	43,669,316,945	11,869,206,646
純資産合計	43,669,316,945	11,869,206,646
負債純資産合計	43,669,347,874	11,869,206,646

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

区　分	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
1.　※1　期首	2020年5月9日	2021年5月11日
期首元本額	62,507,483,367円	42,941,931,704円
期中追加設定元本額	73,505,138,952円	8,535,427,821円
期中一部解約元本額	93,070,690,615円	39,802,053,708円
期末元本額の内訳		
ファンド名		

ダイワ日経225－シフト11－2019-03（適格機関投資家専用）	531,632,690円	531,632,690円
ゴールド・ファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	2,457,214,851円	5,152,405,878円
ターゲット・リターン（コスト控除後3%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	224,769円
ターゲット・リターン（コスト控除後5%）資金拠出用ファンド（適格機関投資家専用）	－円	295,988円
ダイワ・グローバルIoT関連株ファンド －AI新時代－（為替ヘッジあり）	977,694円	977,694円
ダイワ・グローバルIoT関連株ファンド －AI新時代－（為替ヘッジなし）	977,694円	977,694円
ダイワＦＥグローバル・バリュー（為替ヘッジあり）	9,608円	9,608円
ダイワＦＥグローバル・バリュー（為替ヘッジなし）	9,608円	9,608円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり）	49,107円	49,107円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし）	49,107円	49,107円
ダイワ／“ＲＩＣＩ®”コモディティ・ファンド	2,074,249円	2,074,249円
スマート・ミックス・Dガード(為替ヘッジあり)	－円	6,395,830円
ＵＳ債券ＮＢ戦略ファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型)	1,676円	1,676円
ＵＳ債券ＮＢ戦略ファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型)	1,330円	1,330円
スマート・アロケーション・Dガード	－円	27,635,257円
堅実バランスファンド －ハジメの一歩－	－円	250,990,477円

NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり／隔月分配型）	180,729円	180,729円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし／隔月分配型）	737,649円	737,649円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり／資産成長型）	95,276円	95,276円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし／資産成長型）	337,885円	337,885円
世界セレクティブ株式オープン	983円	983円
世界セレクティブ株式オープン（年2回決算型）	983円	983円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジあり／毎月分配型）	983円	983円
NWQグローバル厳選証券ファンド（為替ヘッジなし／毎月分配型）	983円	983円
iFreeETF NASDAQ100インバース	－円	1,230,554,410円
ＤＣダイワ・マネー・ポートフォリオ	4,403,387,361円	4,153,344,945円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型）－トリプルリターンズ－ 日本円・コース（毎月分配型）	132,757円	132,757円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型）－トリプルリターンズ－ 豪ドル・コース（毎月分配型）	643,132円	52,987円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型）－トリプルリターンズ－ ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	4,401,613円	467,315円
ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型）－トリプルリターンズ－ 米ドル・コース（毎月分配型）	12,784円	12,784円

ダイワ／フィデリティ北米株式ファンド －パラダイムシフト－	1,988,495円	1,988,495円
ブルベア・マネー・ポートフォリオＶ	20,197,139,118円	－円
ブル3倍日本株ポートフォリオＶ	12,059,772,023円	－円
ベア2倍日本株ポートフォリオＶ	3,190,879,212円	－円
ダイワＦＥグローバル・バリュー株ファンド（ダイワＳＭＡ専用）	3,666円	3,666円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）ブラジル・レアル・コース（毎月分配型）	155,317円	155,317円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）日本円・コース（毎月分配型）	38,024円	38,024円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）米ドル・コース(毎月分配型)	4,380円	4,380円
ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）豪ドル・コース(毎月分配型)	22,592円	22,592円
ダイワ／アムンディ食糧増産関連ファンド	164,735円	－円
ダイワ日本リート・ファンド・マネー・ポートフォリオ	86,202,571円	76,867,739円
ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（資産成長コース）	33,689円	33,689円
ダイワ新興国ソブリン債券ファンド（通貨αコース）	96,254円	96,254円
ダイワ・ダブルバランス・ファンド（Ｄガード付／部分為替ヘッジあり）	－円	109,218,966円
ダイワ６資産バランス・ファンド（Ｄガード付／為替ヘッジあり）	－円	117,710,014円
ダイワ・インフラビジネス・ファンド －インフラ革命－（為替ヘッジあり）	5,385円	5,385円

	ダイワ・インフラビジネス・ファンド －インフラ革命－（為替ヘッジなし）	11,530円	11,530円
	ダイワ米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）米ドルコース	9,817円	9,817円
	ダイワ米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）日本円コース	6,964円	6,964円
	ダイワ米国ＭＬＰファンド（毎月分配型）通貨αコース	9,479円	9,479円
	ダイワ英国高配当株ツインα（毎月分配型）	98,107円	98,107円
	ダイワ英国高配当株ファンド	98,107円	98,107円
	ダイワ英国高配当株ファンド・マネー・ポートフォリオ	979,761円	982,294円
	ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガード	－円	7,100,143円
	ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）南アフリカ・ランド・コース（毎月分配型）	1,097円	1,097円
	ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）トルコ・リラ・コース（毎月分配型）	2,690円	2,690円
	ダイワ米国高金利社債ファンド（通貨選択型）通貨セレクト・コース（毎月分配型）	1,350円	1,350円
	ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式αコース	98,203円	98,203円
	ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 通貨αコース	98,203円	98,203円
	ダイワ・オーストラリア高配当株α（毎月分配型） 株式&通貨ツインαコース	982,029円	982,029円
	ダイワ米国株ストラテジーα（通貨選択型） －トリプルリターンズ－通貨セレクト・コース（毎月分配型）	98,174円	9,652円
計		42,941,931,704円	11,675,305,817円
2.	期末日における受益権の総数	42,941,931,704口	11,675,305,817口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ 金融商品の状況に関する事項

区　分	自　2021年5月11日 至　2022年5月9日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、信用リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

区　分	2022年5月9日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2021年5月10日現在	2022年5月9日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	2021年5月10日現在	2022年5月9日現在

1口当たり純資産額	1.0169円	1.0166円
（1万口当たり純資産額）	(10,169円)	(10,166円)

附属明細表

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2022年5月31日

Ⅰ　資産総額	22,153,915円
Ⅱ　負債総額	14,963円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	22,138,952円
Ⅳ　発行済数量	24,276,800口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9119円

(参考) 先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ　資産総額	247,411,997円
Ⅱ　負債総額	65,050円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	247,346,947円
Ⅳ　発行済数量	185,773,243口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.3314円

(参考) 国内債券マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ　資産総額	6,889,981,548円
Ⅱ　負債総額	231,000円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,889,750,548円
Ⅳ　発行済数量	6,279,735,578口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0971円

(参考) 新興国債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ	資産総額	461,474,400円
Ⅱ	負債総額	2,319,247円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	459,155,153円
Ⅳ	発行済数量	499,039,587口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9201円

(参考) 超長期米国国債（為替ヘッジあり）マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ	資産総額	40,106,135円
Ⅱ	負債総額	474,000円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	39,632,135円
Ⅳ	発行済数量	34,658,370口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1435円

(参考) 米ドル建ハイイールド債券（為替ヘッジあり）マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ	資産総額	195,886,815円
Ⅱ	負債総額	354,507円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	195,532,308円
Ⅳ	発行済数量	164,812,236口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1864円

(参考) 先進国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ	資産総額	148,265,053円
Ⅱ	負債総額	585,159円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	147,679,894円

Ⅳ　発行済数量	61,580,873口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3981円

(参考) 国内株式マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ　資産総額	921,114,722円
Ⅱ　負債総額	47,888,950円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	873,225,772円
Ⅳ　発行済数量	426,292,049口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.0484円

(参考) 新興国株式（為替ヘッジあり）マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ　資産総額	80,326,299円
Ⅱ　負債総額	216,476円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	80,109,823円
Ⅳ　発行済数量	74,566,311口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0743円

(参考) ダイワＲＩＣＩ®ヘッジ型マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ　資産総額	21,651,298円
Ⅱ　負債総額	79,040円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	21,572,258円
Ⅳ　発行済数量	22,094,129口
Ⅴ　１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9764円

(参考) ダイワ・マネー・マザーファンド

純資産額計算書

2022年5月31日

Ⅰ	資産総額	11,768,946,019円
Ⅱ	負債総額	344,000円
Ⅲ	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	11,768,602,019円
Ⅳ	発行済数量	11,576,442,094口
Ⅴ	１単位当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0166円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１　【委託会社等の概況】

ａ．資本金の額

2022年5月末日現在

資本金の額　　151億7,427万2,500円

発行可能株式総数　799万9,980株

発行済株式総数　　260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

ｂ．委託会社の機構

①　会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

②　投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ．商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ．商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ．運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年5月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	73	249,927
追加型株式投資信託	783	20,962,804
株式投資信託　　合計	856	21,212,731
単位型公社債投資信託	82	183,591
追加型公社債投資信託	14	1,421,657
公社債投資信託　合計	96	1,605,248
総合計	952	22,817,980

３【委託会社等の経理状況】

１．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2021年４月１日から2022年３月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

３．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

（単位:百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）		当事業年度 （2022年３月31日）	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		4,860		3,168
有価証券		333		486
前払費用		237		332
未収委託者報酬		13,150		13,811
未収収益		49		52
関係会社短期貸付金		18,700		24,900
その他		207		45
流動資産計		37,539		42,799
固定資産				
有形固定資産	※1	224	※1	203
建物		6		4
器具備品		218		198
無形固定資産		1,937		1,770
ソフトウェア		1,882		1,738
ソフトウェア仮勘定		54		31
投資その他の資産		16,121		16,617
投資有価証券		10,159		10,755
関係会社株式		3,705		3,705
出資金		183		177
長期差入保証金		1,068		1,067

繰延税金資産	973	885
その他	30	26
固定資産計	18,283	18,591
資産合計	55,822	61,390

（単位:百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）		当事業年度 （2022年３月31日）	
負債の部				
流動負債				
預り金		68		65
未払金		8,405		9,856
未払収益分配金		13		26
未払償還金		39		12
未払手数料		4,734		4,917
その他未払金	※2	3,617	※2	4,900
未払費用		3,777		4,246
未払法人税等		804		980
未払消費税等		631		1,016
賞与引当金		950		866
その他		88		2
流動負債計		14,725		17,033
固定負債				
退職給付引当金		2,452		2,399
役員退職慰労引当金		74		13
その他		3		1
固定負債計		2,530		2,415
負債合計		17,256		19,449
純資産の部				
株主資本				
資本金		15,174		15,174
資本剰余金				
資本準備金		11,495		11,495
資本剰余金合計		11,495		11,495
利益剰余金				
利益準備金		374		374
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		10,574		13,925

利益剰余金合計	10,948	14,299
株主資本合計	37,618	40,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	947	971
評価・換算差額等合計	947	971
純資産合計	38,566	41,941
負債・純資産合計	55,822	61,390

(2) 【損益計算書】

（単位:百万円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	65,487	74,402
その他営業収益	419	545
営業収益計	65,906	74,948
営業費用		
支払手数料	27,965	31,234
広告宣伝費	624	650
調査費	8,245	9,104
調査費	1,134	1,252
委託調査費	7,110	7,851
委託計算費	1,501	1,729
営業雑経費	1,870	2,051
通信費	240	189
印刷費	478	468
協会費	51	46
諸会費	14	15
その他営業雑経費	1,084	1,331
営業費用計	40,207	44,768
一般管理費		
給料	5,991	5,948
役員報酬	351	306
給料・手当	4,293	4,281
賞与	395	493
賞与引当金繰入額	950	866
福利厚生費	893	867
交際費	32	46
旅費交通費	37	48

租税公課	472	527
不動産賃借料	1,302	1,300
退職給付費用	449	408
役員退職慰労引当金繰入額	28	10
固定資産減価償却費	661	606
諸経費	1,763	1,864
一般管理費計	11,631	11,628
営業利益	14,067	18,551

（単位:百万円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
営業外収益		
投資有価証券売却益	578	327
有価証券償還益	42	40
その他	68	264
営業外収益計	689	631
営業外費用		
投資有価証券売却損	69	59
有価証券償還損	47	0
その他	24	34
営業外費用計	141	93
経常利益	14,616	19,089
特別損失		
システム刷新関連費用	547	-
関係会社整理損失	267	-
投資有価証券評価損	45	331
特別損失計	860	331
税引前当期純利益	13,756	18,757
法人税、住民税及び事業税	4,476	5,950
法人税等調整額	△109	69
法人税等合計	4,366	6,019
当期純利益	9,389	12,738

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 10,564	△ 10,564	△ 10,564
当期純利益	－	－	－	9,389	9,389	9,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	△ 1,175	△ 1,175	△ 1,175
当期末残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 363	△ 363	38,430
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△ 10,564
当期純利益	－	－	9,389
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,311	1,311	1,311
当期変動額合計	1,311	1,311	136
当期末残高	947	947	38,566

当事業年度（自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	－	－	－	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△ 9,388
当期純利益	－	－	12,738
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物　　10～18年

器具備品　　４～20年

（２）無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年間）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員･参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（３）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

５．その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更に関する注記）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（未適用の会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）

(1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2023年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
建物	35百万円	37百万円
器具備品	259百万円	283百万円

※２ 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
未払金	3,473百万円	4,694百万円

３ 保証債務

前事業年度（2021年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,727百万円に対して保証を行っております。

当事業年度（2022年３月31日）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,900百万円に対して保証を行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	―	―	2,608
合　　計	2,608	―	―	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月23日定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年３月31日	2020年６月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年６月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　9,388百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　3,599円
④ 基準日　2021年３月31日
⑤ 効力発生日　2021年６月23日

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	－	－	2,608
合　　計	2,608	－	－	2,608

２．配当に関する事項

（１） 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 ３月31日	2021年 ６月23日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額　12,737百万円
② 配当の原資　利益剰余金
③ １株当たり配当額　4,883円
④ 基準日　2022年３月31日
⑤ 効力発生日　2022年６月24日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（３） 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

（ｉ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

２．金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、2019年７月４日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「2019年適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2021年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券（※１）	85	－	－	85
資産合計	85	－	－	85

（※1）2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券333百万円、投資有価証券9,406百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2022年３月31日）

（１）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券（※１）	66	－	－	66
資産合計	66	－	－	66

（※１）2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券486百万円、投資有価証券10,022百万円は上記の表に含めておりません。

（２）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（１年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル１に分類しております。なお、2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価額によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注２）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,677
関連会社株式	2,027	2,027

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2021年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額　1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額　2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	85	55	30
（２）その他	7,179	5,697	1,481
小計	7,265	5,752	1,512
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,561	2,721	△160
小計	2,561	2,721	△160
合計	9,826	8,474	1,352

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（１）株式	66	55	11
（２）その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	△454
小計	3,753	4,208	△454
合計	10,575	9,180	1,395

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　666百万円）については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	5,353	578	69
合計	5,353	578	69

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
（１）株式	-	-	-
（２）その他			
証券投資信託	1,719	327	59

合計	1,719	327	59

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、関係会社株式について267百万円、証券投資信託について45百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
退職給付債務の期首残高	2,574百万円	2,452百万円
勤務費用	155	152
退職給付の支払額	△378	△ 303
その他	101	98
退職給付債務の期末残高	2,452	2,399

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
非積立型制度の退職給付債務	2,452百万円	2,399百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,452	2,399
退職給付引当金	2,452	2,399
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,452	2,399

(３)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
勤務費用	155百万円	152百万円
その他	108	67
確定給付制度に係る退職給付費用	263	219

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度186百万円、当事業年度189百万円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
退職給付引当金	750	734
賞与引当金	243	227
未払事業税	170	213
投資有価証券評価損	128	144
システム関連費用	155	111
出資金評価損	94	94
その他	298	437
繰延税金資産小計	1,841	1,963
評価性引当額	△254	△ 356
繰延税金資産合計	1,586	1,607
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	△159	△ 159
その他有価証券評価差額金	△453	△ 562
繰延税金負債合計	△612	△ 722
繰延税金資産の純額	973	885

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2021年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2022年３月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

（１） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が74,402百万円、その他545百万円であります。

（２） 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

（３） 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

［セグメント情報］

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

［関連情報］

１.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２.地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	19,300 0	関係会社短期貸付金 ―	18,700 ―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取（注）	19,000 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係会社	24,900 0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は１年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

（イ）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,727	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証（注）	1,900	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2） 不動産の賃借料（注4）	14,917 527	未払手数料 長期差入保証金	3,321 1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入（注3）	883	未払費用	179
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ㈱	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料（注4）	527	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注４)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料（注2) 不動産の賃借料（注3)	15,348 1,062	未払手数料 長期差入保証金	3,028 1,054
同一の親会社をもつ会社	㈱大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守（注4)	1,065	未払費用	91

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注１)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注２)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注３) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注４) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

２.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）

１株当たり純資産額	14,784.79円	１株当たり純資産額	16,078.50円
１株当たり当期純利益	3,599.54円	１株当たり当期純利益	4,883.43円

(注１)潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注２)１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
当期純利益（百万円）	9,389	12,738
普通株式の期中平均株式数（株）	2,608,525	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

ａ．定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2022年4月1日付で、定款について次の変更を致しました。

・監査役の人数の変更（4名以内から5名以内に変更）

ｂ．訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	①　名　称	②　資本金の額 (2021年03月末日現在)	③　事業の内容	④　備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	（注6）	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	（注6）	
販売会社	大和証券株式会社	100,000百万円	（注1）	

（注1）金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
（注2）主として中小企業向け融資業を営んでいます。
（注3）銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
（注4）全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。
（注5）協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。
（注6）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
（注7）信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。
（注8）保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。
（注9）保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
（注10）全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
（注11）労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

２【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

３【資本関係】

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

・金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

・目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

・委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

・詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

①委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等

②請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨

・使用開始日を記載することがあります。

・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

①届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

②届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日

・次の事項を記載することがあります。

①投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

②請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

③「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

・委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

・ファンドの形態等を記載することがあります。

・図案を採用することがあります。

・ファンドの管理番号等を記載することがあります。

・委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含みます。）を掲載することがあります。

・UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

2022年５月23日

大和アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬	友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井	康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井　康治
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹内　知明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＤＣスマート・アロケーション・Ｄガードの2021年5月11日から2022年5月9日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＣスマート・アロケーション・Ｄガードの2022年5月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどう

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)１．　上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)２．　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。